

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和5年3月

**社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室**

目 次

1 地域生活支援事業等について	
(1) 令和5年度予算（案）について	1
ア 令和5年度予算（案）の概要	1
イ 重層的支援体制整備事業について	2
(2) 地域生活支援事業の実施に当たっての留意事項について	3
ア 令和5年度配分方針等について	3
イ 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組	3
ウ 地域生活支援事業の適正な実施	4
エ サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮	4
オ 地域生活支援事業における利用者負担	4
カ 移動支援事業の実施について	5
キ 地域活動支援センターの実施について	5
(3) 地域生活支援事業等の在り方に関する検討について	6
ア 個別給付との関係における地域生活支援事業の在り方に関する検討について	6
イ 既存事業の定期的な見直しについて	6
(4) 障害者等の理解促進について	7
ア 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」	7
イ 障害者等の理解促進に関する取組について	7
2 意思疎通支援について	
(1) 意思疎通支援事業等について	9
ア 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行	9
イ 遠隔による手話通訳等の適切な実施	10
ウ 代筆・代読支援者の養成及び派遣	10

エ	盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など	10
オ	失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣	11
カ	意思疎通支援者のスキルアップ	11
キ	意思疎通支援従事者の確保事業	11
ク	その他、意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項	12
(2) 障害者ICTサポート総合推進事業について		12
ア	障害者ICTサポート総合推進事業	12
イ	障害者等のICT機器利用支援事業	13
(3) 視聴覚障害者情報提供施設について		13
(4) 読書バリアフリー法に基づく各種施策の推進について		13
ア	読書バリアフリー法の計画策定・関連施策	13
イ	サピエ図書館の周知、広報	14
ウ	地域における読書バリアフリーモード強化事業	14
(5) 電話リレーサービスの周知広報等について		15
(6) 災害時における視聴覚障害者等支援について		15
(7) 集団補聴システムの普及促進について		16
3 障害者の芸術文化活動について		
(1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定について		17
(2) 障害者芸術文化活動普及支援事業について		17
(3) 全国障害者芸術・文化祭について		18

(4) 「国際障害者交流センター」の活用について	18
4 身体障害者補助犬について	
(1) 制度の理解促進、普及啓発について	20
(2) 身体障害者補助犬育成促進事業の活用について	21
(3) 訓練事業者との情報共有について	21
(4) 海外から来日する補助犬使用者への対応について	21
5 補装具等について	
(1) 補装具費の支給に係る基準額等の改正等について	23
(2) 補装具費の適切な支給に向けた取組の推進について	23
(3) 借受けの取組みについて	23
(4) 障害児に支給する補装具について	24
(5) 適切な補聴器販売店等の選定について	24
(6) 補装具装用訓練等支援事業について	25
(7) 日常生活用具給付等事業の適正な実施について	25
(8) 難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱いについて	26
6 障害者の自立支援機器等について	
(1) 障害者自立支援機器の開発・普及促進について	27

(2) ニーズ・シーズマッチング交流会の開催について	27
(3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業について	27
(4) 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて	28

< 資料 >

1 地域生活支援事業等について

1-1 地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容(令和5年度予算案)	31
1-2 移動支援事業の実施体制整備状況(令和3年度)	36
1-3 地域活動支援センターの実施体制整備状況(令和3年度)	37
1-4 ユニバーサルデザイン2020行動計画(抄)	38
1-5 理解促進研修・啓発事業等の取組事例	39
1-6 障害者に関するマークの一例(令和3年版障害者白書(抜粋))	42

2 意思疎通支援について

2-1 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	45
2-2 意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】(令和3年度)	46
2-3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い 意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況(令和3年度)	47
2-3 サピエについて	49
2-4 地域における読書バリアフリーフリード体制強化事業 参考事例	50
2-5 「電話リレーサービスに関する周知広報等について」(令和4年 6月15日付通知)	58

3 障害者の芸術文化活動について

3 障害者の芸術文化活動関係資料	63
------------------	----

4 身体障害者補助犬について

4-1 身体障害者補助犬関係資料	73
------------------	----

4－2 海外から来日される補助犬使用者への対応について 77

5 補装具等について

5－1 補聴器関係資料 80

5－2 補装具装用訓練等支援事業の概要 82

6 障害者の自立支援機器等について

6 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要 83

1 地域生活支援事業等について

(1) 令和5年度予算（案）について

ア 令和5年度予算（案）の概要

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、1／2又は定額の補助額を確保している。

令和5年度予算（案）における地域生活支援事業費等補助金については、以下のとおり事業の拡充等を行い、総額で507億円を計上している。

各自治体においては、地域における障害者等の支援を推進するため、新設または拡充された事業等の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組みいただきたい。

（資料1－1）地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容（令和5年度予算案）

【主な拡充内容等】

1. 地域生活支援事業

・意思疎通支援事業等【拡充】（実施自治体の拡充等）

（実施主体：①都道府県・指定都市・中核市、②市町村）

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえ、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制を充実。

（具体的な内容）

- ① 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業：手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を養成。
- ② 意思疎通支援事業：手話通訳者、要約筆記者の派遣など、意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援。

・法人後見養成研修事業【新設】（実施主体：都道府県）

都道府県が実施主体となり、法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修を実施。

・成年後見制度利用支援事業【拡充】（拡充内容：利用増への対応）

（実施主体：市町村）

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費等の全部又は一部を補助。

2. 地域生活支援促進事業

・入院者訪問支援事業【新設】

(実施主体：都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区)

市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、精神科病院を訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う体制の構築を図る。

・高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業【新設】

(実施主体：都道府県)

高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関等の確保・明確化や、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークの構築を行う。

・障害者ＩＣＴサポート総合推進事業【拡充】（実施自治体の拡充等）

(実施主体：都道府県・指定都市・中核市)

障害者のＩＣＴ機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点（サポートセンター等）の運営等を実施。

・身体障害者補助犬育成促進事業【拡充】（企業等向け理解促進等の実施）

(実施主体：都道府県)

身体障害者補助犬の育成等に係る費用助成や、地域における補助犬に対する理解促進を実施。

※1 各事業の詳細については、所管課室の資料を参照のこと。

※2 以下の事業については、こども家庭庁への移管により廃止。

- ・ 地域生活支援事業：児童発達支援センターの機能強化、巡回支援専門員整備
- ・ 地域生活支援促進事業：医療的ケア児等総合支援事業、聴覚障害児支援中核機能モデル事業

※3 上記の他、障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、創設から5年間実施し、取組が概ね地域で定着したことから、地域生活支援促進事業から地域生活支援事業へ移行する。

イ 重層的支援体制整備事業について

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設され、地域生活支援事業費等補助金の令和5年度予算（案）には、一部市町村において重層的支援体制整備事業を実施するための経費を含んでいる。

重層的支援体制整備事業を実施する市町村においては、対象事業について「地域生活支援事業費等補助金」の補助対象から「重層的支援体制整備事業」の補助対象となるので、執行に当たってはご留意いただきたい。

また、今後移行する自治体においては、所要見込みを厳格に精査いただき、特に交付税措置分を所要見込みに含めることがないよう、よろしくお願ひしたい。

- (障害福祉関係の対象事業) ※ 両事業とも、基礎的事業の交付税措置分を除く。
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等分
 - ・ 地域活動支援センター機能強化事業分

(2) 地域生活支援事業の実施に当たっての留意事項について

ア 令和5年度配分方針等について

① 地域生活支援事業の令和5年度執行について

地域生活支援事業については、引き続き、前年度の執行実績や必須事業の実施状況等を踏まえて配分する予定である。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づいて算定しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。各自治体におかれでは、実績報告の提出に当たっては、別途お示しする提出期限（参考：令和4年度は5月末日）を遵守するよう、改めてお願ひしたい。

また、内示については、令和4年度と同様に、個別自治体への内示と都道府県への追加配分により行う予定である。具体的には、

イ 個別自治体への内示については、各自治体における地域生活支援事業の実施の停滞を生じないよう、自治体ごとに一定の補助率を保証するとともに自治体間の国庫補助割合の均衡を図るなどの調整を行った上で内示する

ロ 都道府県への追加配分については、個別自治体への内示の過不足や、各自治体における新規事業の立ち上げ等の新たな取組、取組の先進性などを勘案の上、都道府県が管内市町村間と調整して活用する財源として配分する

こととしているので、都道府県においては、予め了知の上、市町村等において必要な事業が実施されるよう、丁寧な対応をお願いする。

② 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各地方自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」である。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、事業ごとに交付する補助金により事業を実施するものである。

したがって、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

イ 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、令和3年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。

あわせて、各都道府県におかれては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

なお、意思疎通支援事業等については、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されているので、これを踏まえて実施体制の整備に取り組まれたい。

ウ 地域生活支援事業の適正な実施

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の7の留意事項において次のように明記している。

[引用開始]

- (4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。
- ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業
 - イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものも含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

[引用終了]

しかしながら、一部の市町村において、

- ・ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている
- ・ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受けられた経緯がある。

また、基幹相談支援センター及び地域活動支援センターについては、基礎的事業が交付税措置、機能強化事業が補助金となっており、補助金の申請に当たっては、それぞれの事業費を区分する必要があるところ、適切な算定が行われているか疑わしい事案が見られるところある。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に、国庫補助対象外の経費が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

エ サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮

サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に応じた配慮を行うよう、各自治体におかれては、引き続き、事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

オ 地域生活支援事業における利用者負担

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者

の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われるよう検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

カ 移動支援事業の実施について

① 効果的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施に当たっては、事業の利用を希望する者的心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組についてもご配慮願いたい。

さらに、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適當と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村におかれては活用を図られたい。

(資料1－2) 移動支援事業の実施体制整備状況（令和3年度）

② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、ガイドヘルパーの指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

キ 地域活動支援センターの実施について

① 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を

確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料1－3) 地域活動支援センターの実施体制整備状況（令和3年度）

② 障害者の夕方・休日における余暇活動等の支援について

障害者が日中活動や就労を終えた後の夕方や休日に、余暇活動や地域との交流のための支援を行うことは、地域で自立した生活を営むために有効である。

障害者のこうしたニーズに対応するため、夕方の時間帯や土日に開所している地域活動支援センターもあり、各自治体におかれでは、地域の障害者のニーズ等を踏まえた事業展開を検討いただきたい。なお、こうしたサービスを基礎的事業に加えて実施する場合は、地域活動支援センター機能強化事業の対象となることを申し添える。

(3) 地域生活支援事業等の在り方に関する検討について

ア 個別給付との関係における地域生活支援事業の在り方に関する検討について

地域生活支援事業については、様々な要因により、個別給付の対象となりうる障害者等に対するサービスを担っている場合があることから、昨年6月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書において、「当該事業に含まれる事業のうち、日中一時支援等の障害者等個人に対する支援が含まれる事業と障害福祉サービスの個別給付との利用対象者像の関係等の実態把握や整理を行い、障害福祉サービスの報酬改定等の議論の中で、財源を確保しつつ、その在り方を検討する必要がある」とされており、今後、実態を踏まえた検討を進めることとしている。

イ 既存事業の定期的な見直しについて

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、新たな事業の創設など、毎年必要な拡充を図ってきたところであるが、事業をより効果的・効率的に実施する観点から、既存の事業についても、定期的に検証を行い、必要な見直しを行うことが重要である。このため、今後、主として一定期間継続して実施している事業を対象として、定期的な見直しを行うこととし、具体的な取扱について検討を進める予定であるのでご了知いただきたい。

併せて、地域生活支援事業の特別支援事業及び地域生活支援促進事業の特別促進事業についても、事業内に位置づけられている個別事業や採択の基準について整理を行う予定である。

(4) 障害者等の理解促進について

ア 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

平成 29 年 2 月 20 日に第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議で決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に示された「心のバリアフリー」の推進を図るため、地域における取組を支援する「理解促進研修・啓発事業」や「心のバリアフリー」推進事業の活用が可能である。

これらの事業について、これまでの取組事例をまとめているので、事業実施や見直しに向けた検討に当たっては、ご参照いただき、有効にご活用いただきたい。

(資料 1－4) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（抄）

(資料 1－5) 理解促進研修・啓発事業等の取組事例

イ 障害者等の理解促進に関する取組について

「理解促進研修・啓発事業」等の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等による、障害及び障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とした広報活動の実施等、地域の社会参加推進センター等とも連携を図りながら、地域における障害者等の理解の促進を図っていただきたい。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 28 号）において、市町村が作成する移動等円滑化基本構想の事業メニューに追加された「教育啓発特定事業」（※学校と連携して実施する教育活動や住民等への啓発活動の実施に関する事業）の実施に際しては、「理解促進研修・啓発事業」の活用・連携が可能である。

そのため、市町村においては、府内関係部局と連携を図るとともに、特に「理解促進研修・啓発事業」未実施の市町村においては、事業の実施についてご検討いただきたい。

また、障害者等の理解促進に対する取組については、東京都における「ヘルプマーク」や鳥取県における「あいサポート運動」などの取組が実施されているので、参考としていただくとともに、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することにも、あわせて取り組まれたい。

(資料 1－6) 障害者に関するマークの一例（令和 3 年版障害者白書（抜粋））

① ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要

とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、ヘルプマークは、平成 29 年 7 月には日本工業規格（J I S）に位置付けられ、厚生労働省においても、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

このヘルプマークについては全国的に広がっており、現在、全ての都道府県で導入されているとのことである。

② あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていたく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行う取組である。この運動により、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方を手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現を目指している。

この鳥取県で始まった「あいサポート運動」は全国的に広がっており、令和 4 年 11 月末日時点で、9 県 16 市 6 町が鳥取県と連携を図り「あいサポート運動」に取り組んでいるとのことである。

2 意思疎通支援について

(1) 意思疎通支援事業等について

ア 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月25日に施行されたところである。

また、第7期障害福祉計画の基本指針については現在パブリックコメントを実施中であるが、その中で、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、意思疎通支援等の促進について記載することとしている。

各都道府県並びに市町村におかれては、同法の施行を踏まえ、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援のニーズを把握し、地域生活支援事業の意思疎通支援事業や、専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者）の派遣事業及び養成事業等の実施に努めていただきたい。

なお、派遣事業の実施にあたっては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成25年3月27日障企自発0327 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考にするとともに、養成事業の実施にあたっては、国が策定したカリキュラムを踏まえて実施願いたい。

また、意思疎通支援者の指導者養成については、令和5年度も以下の団体に委託して実施するので、積極的に参加していただくとともに、修了者を指導者として活用されたい。

（手話通訳者）社会福祉法人全国手話研修センター

「手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座」

「手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師ブロック研修会」

（要約筆記者）社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

「要約筆記者指導者養成研修」

（盲ろう者向け通訳・介助員）社会福祉法人全国盲ろう者協会

「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会」

（失語症者向け意思疎通支援者）一般社団法人日本言語聴覚士協会

「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」

（資料2－1）障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に

関する法律

- (資料2－2) 意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】（令和3年度）
(資料2－3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意
思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況（令和3年度）

なお、手話通訳者及び手話奉仕員の養成カリキュラムについては、通知発出から20年以上経過していることから、現在、社会福祉法人全国手話研修センターにおいて、手話通訳者及び手話奉仕員に係る養成カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業を実施している。今後、研究結果を踏まえ、新たに養成カリキュラムを発出す予定であるので、ご承知おき願いたい。

イ 遠隔による手話通訳等の適切な実施

意思疎通支援事業等においては、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や設置にあたり、タブレット等を用いた遠隔による手話通訳等も実施可能としている。

遠隔による手話通訳等は、災害や緊急事態等に限らず、聴覚障害者のニーズを踏まえた円滑な支援を提供できることから、都道府県・市町村、聴覚障害者情報提供施設が連携の上、整備やサービスの実施に取り組んでいただきたい。

ウ 代筆・代読支援者の養成及び派遣

代筆・代読支援は、視覚障害のある方のコミュニケーションを支援する重要な手段の一つであり、地域生活支援事業の意思疎通支援事業として実施可能であるが、未だ実施に向けた体制の整備が低調な状況である。

このため、令和4年度において、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合において、「代筆・代読支援の効果的な支援方法に関する調査研究事業」を実施し、効果的な代筆・代読支援の実施方法等について調査研究を行っている。

厚生労働省としても、この調査研究から見えてきた課題や成果を共有して、多くの地域において代筆・代読支援が実施されるよう、取組を充実していきたいと考えている。

今後、報告書が取りまとめ次第、実施団体及び厚生労働省HPに報告書が掲載される予定であるので、特に未実施の自治体におかれではご参照いただき、代筆・代読支援が全国で実施されるよう、事業実施に向けて積極的に取組むようお願いしたい。

エ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など

視覚と聴覚に障害がある盲ろう者は、障害が重複することで日常生活や外出等の様々な場面において支援が必要であるとともに、支援者は触手話や指点字等の専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、各都道府県等においては、地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員の養成や派遣を積極的に実施願いたい。

また、障害福祉サービスの同行援護においては盲ろう者に対して支援した場合に

は加算が算定できること、盲ろう者が介護サービスを利用する場合には利用中に盲ろう者向け通訳・介助員が付き添い、触手話や指点字等の専門性の高い特別なコミュニケーション支援を実施可能であることから、引き続き管内市町村、サービス事業所等に周知願いたい。

オ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

大脳の損傷により話すことや言葉を理解することが困難になる失語症者を支援する失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣については、地域生活支援事業の専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業及び派遣事業（都道府県必須事業）、意思疎通支援事業（市町村必須事業）として実施可能であるが、未だ実施に向けた体制の整備が低調な状況である。

国においては、一般社団法人日本言語聴覚士協会に委託して「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を実施していることから、事業未実施の都道府県においては、当該研修を積極的に活用して指導者を確保するとともに、失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣を積極的に実施願いたい。

なお、失語症者に対する支援は、失語症当事者やその家族、自治体、言語聴覚士等の関係者が連携して取り組む必要があることから、支援者派遣の実施体制の構築に当たっては各都道府県及び市町村で連携しつつ、失語症者のニーズや地域の特性に応じた柔軟な事業を実施いただくようお願いする。

カ 意思疎通支援者のスキルアップ

令和元年度に創設した「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」（地域生活支援促進事業）においては、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者のスキルアップを図るとともに、地域における意思疎通支援者の計画的な養成を促進するための事業についても実施しているところである。また、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士の技術向上のための講座、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者及び手話通訳士の資質向上のための現任研修については、令和5年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等におかれでは、積極的に受講者を派遣するなどのご配慮をお願いしたい。

キ 意思疎通支援従事者の確保事業

意思疎通支援従事者の確保を図ることを目的として、令和4年度より「意思疎通支援従事者の確保事業」を新設し、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るため、工夫を凝らした広報・啓発活動の展開等の企画立案、実施をしており（令和4年度事業実施団体：株式会社朝日新聞社）、以下の専用ポータルサイトにて情報発信等を行っている。

株式会社朝日新聞社ポータルサイト
<https://withnews.jp/extra/ishisotsushien/>

ク その他、意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

意思疎通支援事業等の実施にあたっては、次の事項についても、ご留意願いたい。

- 意思疎通支援者の派遣にあたっては、都道府県等にお示ししている「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成25年3月27日障企自発0327 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）（いわゆるモデル要綱）において、頸肩腕障害に関する健康診断の実施について規定しているが、引き続きモデル要綱を踏まえ意思疎通支援者の健康に配慮願いたい。
- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）について、令和5年度は以下のとおり実施される予定であるため、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

<第34回 手話通訳技能認定試験>

学科試験 令和5年7月23日（日） [会場：宮城、埼玉、東京、大阪、福岡]

実技試験 令和5年10月1日（日） [会場：宮城、埼玉、東京、大阪、福岡]

<http://www.jyoubun-center.or.jp/slitr/>

（2）障害者ICTサポート総合推進事業について

ア 障害者ICTサポート総合推進事業

障害者ICTサポート総合推進事業では、障害者の情報アクセシビリティ向上のため、ICTサポートセンターの設置やパソコンボランティアの養成・派遣等の取組みを実施しているところである。

現在、政府全体でデジタル社会の実現に向けた取組を促進していることを踏まえ、事業未実施の都道府県等においては、積極的にICTサポートセンターの設置等に努めていただきたい。

これらの取組は、現在、デジタル庁が進めている、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」制度の趣旨に合致していると評価されていることから、当該事業に従事する者はデジタル庁に申請することで、デジタル推進委員に任命されることとなっている。

昨年来、都道府県等には該当者への周知をお願いしてきており、すでに一定数の本事業従事者が「デジタル推進委員」の任命を受けているところであるが、まだ申請をしていない者がいる場合は、本制度の趣旨等をご理解いただき、積極的にデジタル庁へ申請いただくよう、あらためて周知をお願いしたい。

また、障害者ICTサポート総合推進事業の実施に当たっては、障害者に対するマイナンバーカードの申請支援やマイナポータル利用説明の実施等、マイナンバーカード普及が促進される取組を積極的に実施していただくようお願いしたい。

デジタル庁 HP（デジタル推進委員の取組）

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff/

障害者 ICT サポート総合推進事業実施状況

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26552.html

イ 障害者等の ICT 機器利用支援事業

障害者等の ICT 機器の利用支援を図ることを目的として、令和 4 年度より「障害者等の ICT 機器利用支援事業」を新設し、各地方公共団体が設置する ICT サポートセンターの活動を支援する拠点（ICT サポートセンター連携事務局）の設置等を行う事業を実施しており（令和 4 年度事業実施団体：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）、実態調査の実施やシンポジウムの開催を通じて事例共有等を行っている。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会（ICT サポート連携事務局）

<https://www.jsrpd.jp/overview/ict/>

（3）視聴覚障害者情報提供施設について

点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費である身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）のうち、情報化対応特別管理費については、令和元年度に点字図書館分を拡充したところであるが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえ、令和 5 年度年度予算案においては聴覚障害者情報提供施設における加算単価を増額し、手話・字幕入りビデオ製作等に係る経費を充実する予定である。各都道府県におかれては、管内の聴覚障害者情報提供施設と連携し、積極的に活用いただきたい。

（4）読書バリアフリー法に基づく各種施策の推進について

ア 読書バリアフリー法の計画策定・関連施策

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）や、同法の規定により策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（基本計画）に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備に関する各種施策の推進が求められているところであり、各地方公共団体においても、障害福祉部局及び社会教育部局が連携の上、この推進に取組まれたい。

なお、読書バリアフリー法の規定により、地方公共団体は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に努めることとされているが、先般行った調査によると、多くの地方公共団体において計画の策定時期が未定であることが確認された。

文部科学省及び厚生労働省では、地方公共団体の計画策定を推進するため、両省のホームページや主催する会議・研修会等において、地方公共団体の策定状況や実

際に策定した事例等について周知しているところであり、都道府県を中心とする地方公共団体においては、既に策定された地方公共団体の計画を参考にしながら、計画の策定に努めていただきたい。

なお、読書バリアフリー法に係る関連施策の推進にあたっては、「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について（通知）」（令和3年3月29日障企自発0329 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、関連施策の適切な実施及び点字図書館における視覚障害以外の障害者の支援（読書環境に関する相談や情報機器の貸出等に限る。）に努めていただきたい。

読書バリアフリー基本計画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000648645.pdf>

地方公共団体における読書バリアフリー計画の策定検討状況

<https://www.mhlw.go.jp/content/000921272.pdf>

イ サピエ図書館の周知、広報

サピエ図書館については、全国の点字図書館等で製作された点字やデイジーデータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を整えているが、会員登録をしている視覚障害者等は一部であり、公立図書館・学校図書館についても、点字図書館と比較した場合、会員登録している図書館は限られている。

そのため、地方公共団体におかれでは、管内の視覚障害者等のサピエの利用促進に取り組んでいただくとともに、公立図書館・学校図書館への加入促進に当たっては、これらを所管している社会教育部局等との連携を図られたい。

(資料2－4) サピエについて

ウ 地域における読書バリアフリーアクセス強化事業

令和2年度より、点字図書館と公立図書館、障害当事者団体等の連携を図ることにより身近な地域における読書環境の整備等に取り組むなど、地域における読書バリアフリーアクセス強化を図る「地域における読書バリアフリーアクセス強化事業」を、地域生活支援促進事業（都道府県等事業）として実施している。当該事業では、

- ・ 点字図書館と公立図書館等が連携を図るための協議会の設置、支援ノウハウの提供やサービス実施の充実に向けた研修会等の実施。
- ・ 視覚障害以外の障害（上肢障害や識字障害など）のある者のサピエ等の利用促進にかかる取組（関係団体等の協議会の設置、接遇や留意点等の研修の実施）
- ・ 点字図書館と公立図書館の連携に併せて、地域における点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成の推進

等を対象にしている。

なお、本事業の取組を進める上で参考となるよう、地方自治体における好事例を

紹介するので、特に未実施の地方公共団体におかれではご参考いただき、事業実施に向けて積極的な活用を図られたい。

(資料2－5) 地域における読書バリアフリートリニティ強化事業 参考事例

(5) 電話リレーサービスの周知広報等について

令和3年7月より、総務省が所管する「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、一般財団法人日本財団電話リレーサービス（電話リレーサービス提供機関）により、公共インフラとしての「電話リレーサービス」の提供が開始されている。

電話リレーサービスは、これまで電話を利用することが困難だった聴覚障害者等が、手話や文字を介することで電話を利用することを可能とするものであり、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に大きな意義を有するサービスとなっていることから、地方公共団体におかれでは、聴覚障害者情報提供施設、関係団体等と協力の上、電話リレーサービスの周知広報に取り組んでいただくとともに電話リレーサービスの法人利用登録について積極的な活用をご検討いただきたい。

(資料2－6) 「電話リレーサービスに関する周知広報等について」（令和4年6月15日付総情活第59号、障企自発0615第1号、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長連名通知）

(6) 災害時における視聴覚障害者等支援について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策を講じることが重要である。

災害時の情報保障については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月内閣府（防災担当））」、「避難所運営ガイドライン（平成28年4月内閣府（防災担当））」や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局、福祉関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

また、国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）において、令和5年度も以下の事業をオンラインで開催する予定としているので、関係機関への周知をお願いしたい。

◇「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」（オンライン）

災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成

◇「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」（オンライン）

災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成

(7) 集団補聴システムの普及促進について

集団補聴システムは補聴器や人工内耳の機能の限界を補うものであり、聴覚障害者の情報保障並びに QOL 向上に資するものなので、集団補聴システムの普及促進に向けては、当事者及び自治体担当者が補聴システムを有効に活用できるようなマニュアルの整備や説明会を開催する等、補聴システムの運用に抵抗感をなくし、稼働率を上げていく取り組みを行うことが望ましいと考えている。

各自治体におかれては、貸出用のヒアリングループを整備する取り組み等を補助対象とする「障害者 ICT サポート総合推進事業」（地域生活支援促進事業）を利用し、集団補聴システムの更なる普及や活用に積極的に取り組んで頂くようお願いする。

「集団補聴システムの普及実態に関する調査研究」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653495.pdf>

3 障害者の芸術文化活動について

障害者の芸術文化活動については、リモートによる創造活動やオンラインでの発表等、様々な工夫をこらした取組も行われているところである。各自治体においても、地域における障害者の芸術文化活動等の推進に関わる事業に積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定について

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

今般、障害者文化芸術推進法第7条に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を改定し、文化庁をはじめとする関係府省庁と連携して令和5年度から9年度までの第2期基本計画案をとりまとめたところであり、年度内に各自治体に周知する予定である。各都道府県においても、障害担当部局及び文化担当部局が連携の上、障害者による文化芸術活動の推進に関する各種施策を推進していただきたい。

また、障害者文化芸術推進法第8条においては、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされていることから、各地域における障害者の芸術文化活動がより一層促進されるよう、未策定となっている自治体においては早期に計画の策定をお願いしたい。

(2) 障害者芸術文化活動普及支援事業について

「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、地域における障害者の芸術文化活動を支援する体制を全国に普及し、障害者の自立と社会参加の促進を図ることとしており、このうち「都道府県レベルにおける活動支援」においては、実施主体である都道府県が地域の障害者団体や芸術文化団体・施設だけでなく、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等を支援する拠点である障害者芸術文化活動支援センターを設置することとしている。

都道府県における支援センター設置自治体は、平成29年度の本事業開始時の20自治体から、毎年度増加し、令和4年度では39自治体となるなど着実に拡がりを見せている。未設置となっている自治体においては早期の設置を検討いただき、文化担当部局とも連携を図りながら、障害者の芸術文化活動を支援する体制の整備を図っていただきたい。なお、各地の支援センターの取組等を掲載した「障害者芸術文化活動普及支援事業公式サイト」が開設されているので、そちらも参照されたい。

また、令和5年度に本事業の実施要綱を改正し、障害者文化芸術推進法第8条に基づく計画を策定した都道府県における支援センターの機能強化を図る取組を

支援することとしているので、例えば、アウトリーチ型の支援体制の構築等、さらなるセンター機能の充実等について検討いただきたい。

なお、本事業の実施に当たっては、事業の成果を評価し、見直しながら、持続可能な実施体制を構築していくことが重要であるため、「障害者芸術文化活動普及支援ガイド」（平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）や、事業における研修等の手立てとなる「のぞいてみよう！「障害者による文化芸術活動」ハンドブック」（令和3年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）を活用するなど、定期的な実施内容の振り返り・改善にも取り組んでいただきたい。

「障害者芸術文化活動普及支援事業公式サイト」

<https://arts.mhlw.go.jp/>

「障害者芸術文化活動普及支援ガイド」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521749.pdf>

「のぞいてみよう！「障害者による文化芸術活動」ハンドブック」

https://arts.mhlw.go.jp/wp-content/uploads/2022/09/nozoitemiyo_handbook.pdf

（3）全国障害者芸術・文化祭について

全国障害者芸術・文化祭は、平成29年度から、国民文化祭の開催都道府県を開催地として一体的に開催されている。開催都道府県においては、引き続き、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が相互に連携し、障害の有無に関わらず文化芸術の創造、発表、鑑賞の機会の充実・拡大を図っていただくとともに、国民の障害への理解をより一層促進されたい。

令和5年度以降の開催地は次のとおり予定しているので、各都道府県におかれましては管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第23回 石川県（令和5年）いしかわ百万石文化祭2023

第24回 岐阜県（令和6年）

第25回 長崎県（令和7年）

また、全国障害者芸術・文化祭と連携して、全国的な機運醸成を図ることを目的として障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業を実施しており、全国障害者芸術・文化祭の開催都道府県に配置されたコーディネーターと連携して、令和4年度は16自治体で実施されたところである。令和5年度においても引き続き、サテライト開催事業を実施することとしているので、ご承知おき願いたい。

（4）「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を發揮し、障害者の社会参加を促進する

ことを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすいモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大300席の車椅子席（通常席700席）を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホール（最大収容人数1,500席）や、研修室、車椅子利用でも利用しやすい広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内、特に特別支援学校の修学旅行や宿泊体験等の利用促進について、引き続きご協力をお願いしたい。

（詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。）

（資料3）障害者の芸術文化活動関係資料

4 身体障害者補助犬について

(1) 制度の理解促進、普及啓発について

身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の使用者が地域で安心して生活するためには、補助犬及びその使用者に対する正しい理解が重要である。一部の医療機関や飲食店等において、未だに補助犬の同伴が拒否される例が散見されていることから、更なる理解の促進に取り組んでいただきたい。加えて、身体障害者補助犬法第14条に基づき、補助犬となるための訓練中、又は認定を受けるための試験中であると明示されている犬についても、公共交通機関や不特定かつ多数の者が利用する施設等への同伴が円滑に行えるよう、各機関及び施設や地域住民の理解と特段のご配慮をお願いしたい。

身体障害者補助犬法第23条では、国及び地方公共団体は、補助犬が果たす役割の重要性について理解促進に努めなければならないとされている。そのため、厚生労働省では法の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、補助犬やその使用者に対する理解の促進に取り組んできたところである。これらに加えて、自治体が普及啓発活動を実施する際の協力機関、留意点等をとりまとめたガイドブックや補助犬の啓発をより一層促進するための動画「もっと知って！身体障害者補助犬ショートムービー（YouTube）」を作成したほか、令和3年10月25日付け事務連絡にて「補助犬ユーザー受け入れガイドブック」の周知に関するご協力を願いしたところである。

都道府県におかれても、本法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ制度の周知徹底をお願いするとともに、後述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただき、管内市町村とも連携・協力の上、リーフレットの配布や啓発イベントの開催等を通じて、理解促進、普及啓発に努めていただくようお願いする。

また、厚生労働省が作成したリーフレット等の配布については都道府県を通じて行うこととしているが、都道府県におかれではリーフレット等の管内活用状況を踏まえた上で、地域における補助犬の普及啓発の取組みを効果的・効率的にできるよう留意していただきたい。管内施設等からのリーフレット等送付依頼への対応や都道府県や市町村が行う普及啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等が必要な場合には、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加活動支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線3074)

「身体障害者補助犬使用者の効果的な普及・啓発活動のあり方ガイドブック」

「もっと知って！身体障害者補助犬ショートムービー（YouTube）」

「補助犬ユーザー受け入れガイドブック」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahokus

(資料4－1) 身体障害者補助犬関係資料

(2) 身体障害者補助犬育成促進事業の活用について

使用者とともに補助犬が地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側相互の理解を深めることが重要である。そのため、地域生活支援促進事業に補助犬の育成訓練、育成計画の作成、理解促進、普及・啓発を実施する「身体障害者補助犬育成促進事業」を位置付け、1／2の補助率を確保しているところである。

令和5年度予算案においては、企業等に対し、業種毎（公共交通機関、医療期間、飲食店、宿泊施設、複合商業施設、賃貸住宅・分譲マンション等）の実情に即した研修や広報などを行えるよう予算の増額を図っているので、各都道府県におかれては、管内市区町村及び訓練事業者等と連携の上、本事業を積極的にご活用いただき、良質な補助犬の育成、育成計画の策定、更なる普及啓発等に取り組んでいただきたい。

なお、各都道府県における補助犬の育成計画の策定・実行にあたっては、訓練事業者等との連携を図り、必要な予算を確保するとともに、やむを得ない事情により育成の遅れがあった場合には柔軟に対応するなど、着実な推進をお願いしたい。

(3) 訓練事業者との情報共有について

介助犬及び聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、指定法人は認定の状況等を厚生労働省に報告・届出を行うこととなっている一方、補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたっては都道府県へ届出を行うこととされている。

厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載しているが、遅滞なく国民に情報提供するため、都道府県等におかれては、訓練事業者に関する届出（新設、名称変更、移転等）があった場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、お願いする。

(4) 海外から来日する補助犬使用者への対応について

海外から渡航する補助犬使用者への対応については、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様に、飲食店、公共交通機関、ホテル等の施設を円滑に利用することができるよう、「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン（平成30年11月）」を策定している。

本ガイドラインは、下記の厚生労働省ホームページや、海外向けポータルサイトに掲載しており、具体的には日本の補助犬と同等であると認められた海外の補助犬については、指定法人が「期間限定証明書」を発行することとしているので、ご了知の上、海外から補助犬を伴って来日することについて相談を受けたときは、本ガイドラインをご案内いただくようお願いする。

[参考] 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha_hukushi/hojoken/index.html

海外向けポータルサイト "Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Portal Site

http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

(資料4－2) 海外から来日される補助犬使用者への対応について

5 梶装具等について

(1) 梶装具費の支給に係る基準額等の改正等について

梶装具費支給制度における基準額等は、「梶装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第528号）で示しているところであるが、当該基準については障害当事者団体、学術団体等の関係団体に対するヒアリング調査の結果を踏まえて、令和5年度に以下の改正を行うこととした。

（主な改正内容）

- 段構造義肢及び骨格構造義肢の基本価格において、ダイレクトソケットシステムを利用した場合の算定方法を記載
- 重度障害者用意思伝達装置について、プリンタを必要としない場合は相当額を基準額から減ずる 等

また、梶装具費支給制度に関して照会が寄せられた内容について、「梶装具費支給に関するQ&Aの送付について」（令和5年1月6日付事務連絡）を発出しているので、各都道府県におかれでは、制度が円滑に運用されるよう、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所にも情報提供をお願いする。

(2) 梶装具費の適切な支給に向けた取組の推進について

梶装具費支給制度の運用にあたり、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところであるが、「梶装具費支給に関するQ&Aの送付について」（令和5年1月6日付事務連絡）でも周知した内容についても取り組んでいただきたい。

また、市町村におかれでは、購入のみならず修理に係る梶装具費支給事務においても、申請者や梶装具事業者と連携の上、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に要否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めてその迅速な対応に努められたい。

なお、人工内耳用音声信号処理装置については、梶装具費支給制度において修理のみを対象としており、人工内耳用音声信号処理装置が破損した場合等の交換に係る費用については従来から保険適用とされている。両制度の運用により人工内耳使用者に対して適切な給付が行われるよう、梶装具費支給制度における取扱いと併せて、保険適用の取扱いについても周知していただきたい。

(3) 借受けの取組みについて

借受けは、身体の成長や障害の進行に対する対応、購入に先立つ比較検討という点で有益であるため、各自治体におかれでは、平成30年度の障害者福祉推進事業「梶装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究」において、実施団体である公益財団法人テクノエイド協会が作成した「梶装具費支給制度に係る事例集」も参考にして、積極的な活用を検討いただきたい。

また、借受けの実施にあたっては、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるとともに、身体障害児の補装具費支給意見書を記載する指定自立支援医療機関との連携が欠かせないため、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関が市町村と十分連携できるよう、都道府県におかれでは支援をお願いする。

なお、補装具費支給制度において、借受けが適当であるとしている事例は、上述のとおりであり、該当しない事例に対して借受けを強いるなど、誤った運用をしないよう留意いただきたい。

「補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521740.pdf>

※事例集は本調査研究報告書の 137 ページ以降に記載

(4) 障害児に支給する補装具について

障害児に対する補装具費の支給にあたっては、支給決定に至るまでのプロセスが障害者と異なることから、脳性麻痺がある障害児に対する歩行器や、体幹機能障害のある児童や重症心身障害児に対する重度障害者用意思伝達装置など、一部の市町村においてその支給決定等に苦慮している事例が寄せられている一方、障害児の判定についても身体障害者更生相談所に積極的に依頼することにより、事務が円滑に行われている自治体もある。については、前述した平成30年度の障害者総合福祉推進事業において紹介されている事例等を参考にした上で、市町村は支給決定にあたり利用者の希望や就学を含めた日常生活全般に係る情報を適切に把握できるよう、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関と情報を共有する等、積極的な連携を図り、障害児に対する支給決定について適切な運用をお願いするとともに、都道府県におかれでは、各市町村に対して適切な運用に関してご助言をお願いする。

重度の両上下肢及び音声・言語機能障害児において、発達過程における適切な支援の実施によっては学齢期に到達する前後の時点で定型発達児と同等程度の言語理解を保持することが可能な事例がある。例えば、文字を綴ることができなくても、重度障害者用意思伝達装置等の代替手段の利用により、質問や声掛けに対してシンボルイラストや写真、定型句を選択して返答や要求伝達ができる障害児においては、文字を綴る等のその後の言語発達への効果が期待されることから、未就学児であることをもって給付しないことがないよう当該機器を効果的に活用されたい。

(5) 適切な補聴器販売店等の選定について

市町村は、申請者が適切な補装具事業者の選定及び契約等ができるよう、補装具事業者の経歴や実績等を勘案し、情報の提供に努めていただきたい。

特に、補聴器販売店の選定にあたっては、申請者の状態に適合した補聴器が支給されるよう、公益財団法人テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店等を参考にしていただきたい。

また、消費者庁と共に補聴器の使用を検討中の方に対する留意点等を示しているので、管内の関係団体に対しても幅広く提供していただきたい。

消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_021/
(資料5－1) 補聴器関係資料

(6) 補装具装用訓練等支援事業について

補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給決定されるが、とりわけ「小児筋電義手」や「重度障害者用意思伝達装置」については、それまでの訓練において使用するものもあり、一部の病院やリハビリテーション施設（以下「リハビリ施設」という。）、補装具事業者からの貸出等により実施されている現状がある。

このため、令和3年度より「補装具装用訓練等支援事業」を開始し、「小児筋電義手」と「重度障害者用意思伝達装置」を対象種目として、これらの装用訓練等を提供できる病院やリハビリ施設の普及を推進することとした。

これまでの事業の取り組みについて、ホームページに掲載しているので、参考にされたい。

補装具装用訓練等支援事業 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_shahukushi/yogu/index.html

(資料5－2) 補装具装用訓練等支援事業の概要

(7) 日常生活用具給付等事業の適正な実施について

日常生活用具給付等事業については、その事業費が年々増加傾向にあり、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。また、当事者団体等からは、一部の市町村においては、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。

このため、各市町村においては、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取する等によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう定期的な見直しに努められたい。

なお、各自治体の状況について、令和2年度障害者総合福祉推進事業による「日常生活用具給付等事業の実態把握」の報告書がとりまとめられているので、定期的な見直し等、効果的な事業実施の参考としていただくとともに、事業費の効率化の観点から、以下の2点についても留意いただきたい。

①ストーマ用装具

購入価格については、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するよう努められたい。

②紙おむつ等

適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

加えて、日常生活用具給付等事業の対象種目の選定にあたっては、健康保険制度など他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示に定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。各都道府県においては、管内市町村に対し効果的な取組事例を共有する等、市町村における事業の適切な実施に向けた対応をお願いする。

【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】

- パソコン、タブレット（一般的に普及しているもの）
- 電池（一般的に普及していると考えられる消耗品）

なお、日常生活用具の耐用年数についても、各自治体の判断により運用されているところであるが、耐用年数を経過する前に修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

（8）難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱いについて

障害者総合支援法に規定する「障害者」の中には、「難病患者等」が含まれ、具体的には、障害者総合支援法の対象疾病であり、疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度（継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度）である者を障害福祉サービス等の支給対象としている。

補装具費の支給に関しては、身体障害認定基準と同等の障害を有している者を対象としているため、支給決定にあたっては、難病による症状の変動を考慮し、状態が悪い時の障害の程度を勘案した上で、適切に支給決定する必要がある。

また、日常生活用具給付等事業においては、障害者等の状況や地域の実情等を踏まえて、適切に支給決定する必要がある。

各市町村におかれては、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状況や生活環境等を考慮して丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

6 障害者の自立支援機器等について

(1) 障害者自立支援機器の開発・普及促進について

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた使いやすい支援機器の開発・普及促進が重要である。そのため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」により、機器の製品化に要する費用の一部を補助することにより、新たな企業等の参入を促すとともに、適切な価格で障害者が利用しやすい機器の製品化と普及を促進している。

(事業 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha_hukushi/cyousajigyou/index.html

(2) ニーズ・シーズマッチング交流会の開催について

「ニーズ・シーズマッチング強化事業」では、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた支援機器開発を促進するため「ニーズ・シーズマッチング交流会」を開催し、実用的な製品の開発に寄与するとともに、支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。近年は東京を含め2ヶ所及びWeb開催を含むハイブリットで開催しており、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいている。

また、令和4年度からは地域特有のニーズに沿った支援機器開発を促進する観点から地域交流会の開催を実施しているところであり、こうした機会は各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

各都道府県におかれては、管内市区町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等に対して周知を図っていただくとともに、障害保健福祉関係部局や産業振興関係部局等の担当職員の積極的な参加をお願いしたい。

(3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業について

障害者自立支援機器の開発においては、個別かつ特異的で多岐にわたる障害者のニーズを適確に把握し、事業化も見据えて開発に着手することが重要である。

このため、令和4年度より、支援機器の研究開発人材等が、障害者の多岐にわたるニーズを適確に捉え、事業化の視点を踏まえた開発手法を会得することを目的としたデザインアプローチを用いたワークショップ等を企画・開催する事業を実施している。ワークショップ等の具体的な内容は、実施団体選定後に決定することとしているので、ご承知おき願いたい。

各自治体においては、産業振興関係部局等とも協力の上、医療福祉機関及び福祉用具企業等に対して周知を図っていただくとともに、関係者の積極的な参加を促していただきたい。

(4) 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、運用しているところである。

各都道府県等におかれでは、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL)

<http://www.techno-aids.or.jp/>

(資料 6) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

資 料

地域生活支援事業費等補助金

令和5年度当初予算案 507億円（506億円）※（）内は前年度当初予算額

〔○地域生活支援促進事業 447.5億円（446.6億円）
○地域生活支援事業 59.4億円（59.2億円）〕

※1 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業（障害分：基幹相談センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも本事業の交付税措置分を除く。）の対応分を含む。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もつて障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- | | |
|--|---|
| <p>○ 地域生活支援事業
(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)（※統合補助金）</p> <p>事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業</p> <p>31- [補助率]
 ①市町村事業：国1／2以内、都道府県1／4以内で補助
 ②都道府県事業：国1／2以内で補助</p> <p>「主な事業」
 ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行つ者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム</p> <p>○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）</p> <p>発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）</p> <p>[補助率]国1／2又は定額（10／10相当）</p> <p>「主な事業」発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業</p> <p><事業実績>
 1,726市町村、47都道府県（1,729市町村、47都道府県）</p> <p>※ 令和2年度実績ベース、括弧は令和元年度</p> | <p>○ 地域生活支援事業
・意思疎通支援事業等の充実
・法人後見養成研修事業、成年後見制度利用支援事業の充実</p> <p>○ 地域生活支援促進事業
・入院者訪問支援事業の創設
・高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築
・促進事業の創設
・障害者ICTサポート総合推進事業の拡充
・身体障害者補助大育成促進事業の拡充
・工賃向上計画支援等事業の拡充</p> <p>〔こども家庭庁への移管〕</p> <p>以下の事業について、こども家庭庁へ移管する。
(移管対象)
 ・地域生活支援事業：巡回支援専門員整備を廃止・統合強化（児童発達支援センターの機能強化）
 ・地域生活支援促進事業：医療的ケア児等総合支援事業、聴覚障害児支援中核機能モデル事業</p> <p>〔その他〕</p> <p>○ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業について、創設から5年間実施し、取組が概ね地域で定着したことから、地域生活支援事業へ移行する。</p> |
|--|---|

地域生活支援事業費等補助金の見直し内容（令和5年度予算案）

1. 地域生活支援事業

- **意思疎通支援事業等【拡充】**（実施主体：①都道府県・指定都市・中核市、②市町村）
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえ、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制を充実。（拡充内容：実施自治体の拡充等）
(具体的な内容)
 - ① 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業：手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を養成。
 - ② 意思疎通支援事業：手話通訳者、要約筆記者の派遣など、意思疎通を図ることに支障がある障害者等との他の者の意思疎通を支援。

○ 法人後見養成研修事業【新規】（実施主体：都道府県）

都道府県が実施主体となり、法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修を実施。

○ 成年後見制度利用支援事業【拡充】（実施主体：市町村）

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費等の全部又は一部を補助。（拡充内容：利用増への対応）

2. 地域生活支援促進事業

- （1）入院者訪問支援事業【新設】（実施主体：都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区）
市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、精神科病院を訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う体制の構築を図る。

- （2）高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業【新規】（実施主体：都道府県）
高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関等の確保・明確化や、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行つ地域支援ネットワークの構築を行う。

- （3）障害者ＩＣＴサポート総合推進事業【拡充】（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）
障害者のＩＣＴ機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点（サポートセンター等）の運営等を実施。（拡充内容：実施自治体の拡充等）

（4）身体障害者補助犬育成促進事業【拡充】（実施主体：都道府県）

身体障害者補助犬の育成等に係る費用助成や、地域における補助犬に対する理解促進を実施。（拡充内容：企業等向け理解促進等の実施）

（5）工賃向上計画支援等事業【拡充】

就労継続支援事業所等に対する経営改善や商品開発等に対する支援等を実施。（拡充内容：オンラインショップやポータルサイトの開設等の実施）

(令和5年度予算案)地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業		任意事業
1 理解促進研修・啓発事業	1 日常生活支援	(1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域移行のための安心生活支援 (6) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保 (7) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (8) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
2 自発的活動支援事業	2 社会参加支援	(1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3 相談支援事業	3 就業・就労支援	(1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託
(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)		
4 成年後見制度利用支援事業【拡充】		
5 成年後見制度法人後見支援事業		
6 意思疎通支援事業【拡充】		
7 日常生活用具給付等事業		
8 手話奉仕員養成研修事業		
9 移動支援事業		
10 地域活動支援センター機能強化事業		

(参考)交付税を財源として実施する事業
・相談支援事業のうち障害者相談支援事業　・地域活動支援センター基礎的事業
・障害支援区分認定等事務　・自動車運転免許取得・改造助成　・更生訓練費給付

(令和5年度予算案)地域生活支援事業(都道府県事業)

必須事業		任意事業									
1	専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	2	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 (5) 医療型短期入所事業所開設支援 (6) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業								
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業【拡充】 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業【拡充】 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業【拡充】	3	社会参加支援 (1) 手話通訳者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業								
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	4	地域的な支援事業 (1) 都道府県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業								
5	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1	サービス・相談支援者、指導者育成事業 (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (5) 障害者ピアサポート研修事業 (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (8) 精神障害関係従事者養成研修事業 (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (10) 成年後見制度法人後見養成研修事業【新規】 (11) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業	2	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 (5) 医療型短期入所事業所開設支援 (6) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業	3	社会参加支援 (1) 手話通訳者派遣事業 (2) 盲ろう者向け映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (6) 奉仕員養成研修 (7) レクリエーション活動等支援 (8) 芸術文化活動振興 (9) サービス提供者情報提供等 (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業	4	就業・就労支援 (1) 企業CSR連携促進 (2) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業【促進事業から移管】	5	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等 (5) 就労移行等連携調整事業	6	障害福祉のしごと魅力発信事業

(令和5年度予算案)地域生活支援促進事業

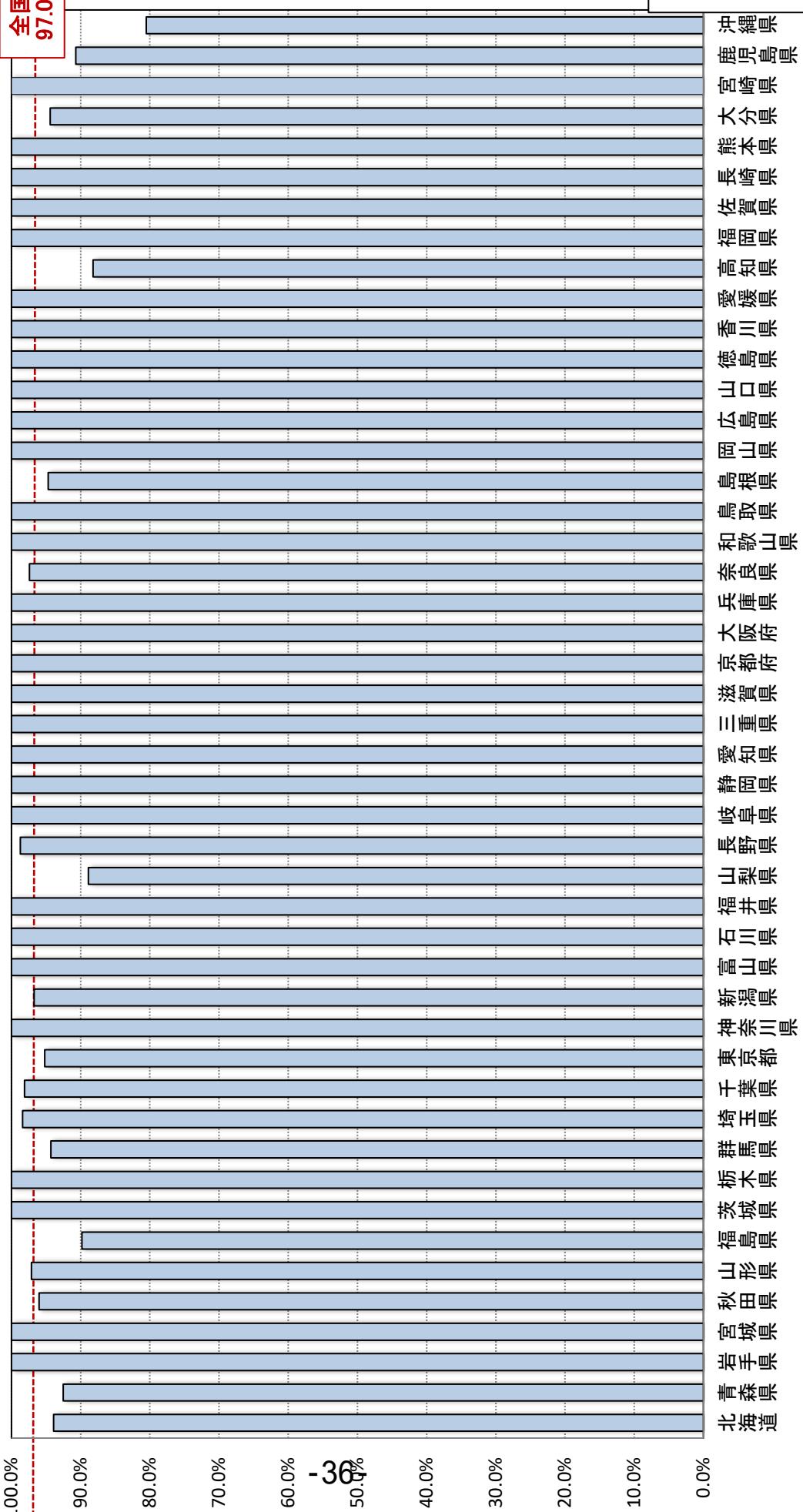
都道府県事業	
1 発達障害児者地域生活支援モデル事業	13 キャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	14 「心のバリアフリー」推進事業
3 発達障害者支援体制整備事業	15 身体障害者補助大育成促進事業【 拡充 】
4 障害者虐待防止対策支援事業	16 発達障害児者及び家族等支援事業
5 障害者就業・生活支援センター事業	17 発達障害診断待機解消事業
6 工賃向上計画支援等事業(※)【 拡充 】	18 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
7 障害者芸術・文化祭開催事業(※)	19 障害者ICTサポート総合推進事業【 拡充 】
8 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)	20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業
障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 -35- 9	21 地域における読書ノリニアフリー体制強化事業
10 成年後見制度普及啓発事業	22 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(※)
11 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	25 入院者訪問支援事業【 新規 】
12 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	26 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業【 新規 】

市町村事業	
1 発達障害児者地域生活支援モデル事業	21 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
4 障害者虐待防止対策支援事業	23 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(※)
10 成年後見制度普及啓発事業	24 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
16 発達障害児者及び家族等支援事業	

(注) (※)の事業は定額(10/10相当)補助を含む。

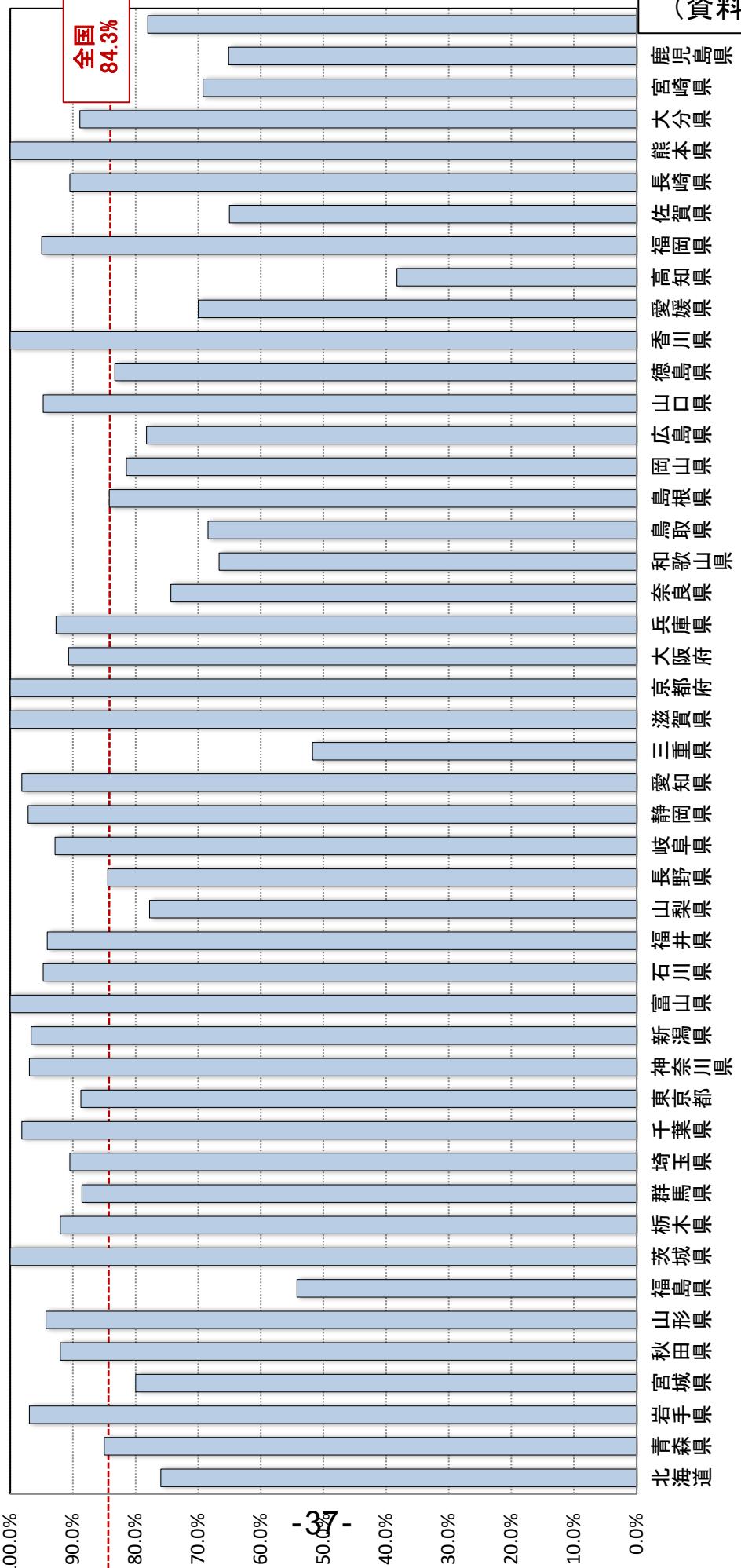
移動支援事業の実施体制整備状況（令和3年度）

- 令和3年度末時点で移動支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で97.0%（1,688/1,741）。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



地域活動支援センターの実施体制整備状況（令和3年度）

- 令和3年度末時点で地域活動支援センターの実施体制を有する市町村の割合は全国で84.3%（1,468/1,741）。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注1)「実施体制を有する市町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があつた際に直ちに対応が可能な市町村をいう。

注2)基礎的事業(交付税措置分)についての実施体制を集計している(地域生活支援事業費等補助金による「地域活動支援センター機能強化事業」の実施体制に限らない)。

(資料出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

ユニバーサルデザイン2020 行動計画（抄）

（平成29年2月20日ユニー・バーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）

II. 「心のバリアフリー」

1. 考え方

ユニバーサルデザイン2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

2. 具体的な取組

3) 地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していないくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取り組みが展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度度があることについても、理解が促進されるよう取り組むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。（具体的な施策）

①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

▶ 平成28年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害者社会参加推進セントラル、障害の社会モデル」を踏まえて自ら福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。【厚生労働省等】

5) 障害のある人にによる取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させたためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのためには障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。（具体的な施策）

▶ 障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することで情報交換ができる交流）などの取組を進めることで、その家族が悩みを共有する。更に、平成29年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を行う。【厚生労働省、内閣官房】

理解促進研修・啓発事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
教室等開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。 ■ 障害を理解し、日常でのちよつとした手助けができる市民を増やしていくため、テキスト・DVDを使ったサポート養成研修を開催。 ■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指導などをを行う出前講座を開催。 ■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。
事業所訪問	<ul style="list-style-type: none"> ■ 近隣市町での合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行ツアーホーの開催。 ■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。
イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通して相互理解を深めること等を目的としたイベントの開催。 ■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたボニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントの開催。 ■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントの開催。 ■ 月1回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行イベントの開催。
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市と障害者団体が連携し市内のパリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・FMラジオを活用した広報を実施。 ■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。 ■ 視覚障害のある方が白杖を垂直に頭上に掲げて SOS を示す合図（白杖 SOSシグナル）を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖 SOSシグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出、市広報・ホームページ・情報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用した広報活動などを実施。 ■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布の実施。 ■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちよつとした手助けをする「あいサポート」を育成するため、講座・説明会を開催。 ■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雜貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。
その他の形式	<p>39-</p>

自発的活動支援事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
ピアサポート 〔障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換等を行う活動支援〕	<ul style="list-style-type: none"> ■ ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を支援。 ■ 障害のある方が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作成するなどのグループ活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、情報交換や悩みの共有などをを行う活動を支援。
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難体験会・防災講演会を開催防災の手引き・福祉避難所の運営が円滑に行われるためのマニュアルの作成を実施。 ■ 災害時に備え障害のある方が取り組むべき内容や、災害時に地域住民に求められる取組に関するパンフレットを作成。 ■ 障害のある方から災害時に必要な支援に関する情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成、併せて地域の機関・団体と連携し、見守りネットワークを構築。
孤立防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域で生活している障害のある方の居宅を訪問し、日頃の状況の把握や地域や関係機関との関わりを創出するための活動を支援。 ■ 障害のある方の孤立化を防止するために行う訪問活動・学習活動を支援。
-40- 社会活動 ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある方が参加することを想定したお祭りなどの地域のイベントや地域住民との交流会を開催し、障害者等の社会活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族と地域住民が一体となって取り組む活動を支援。 ■ 障害のある方自らが地域住民に対して行う、障害についての啓発活動を支援。 ■ 障害のある方がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃を行う活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室やボランティア育成講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 視覚障害のある方との交流活動や視覚障害のある方のために点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を行うボランティアの入門講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 音訳のボランティア活動を実施する団体が、視覚障害のある方のために音訳CD等を作成し配布する活動や、その担い手確保のためのボランティア養成講座を開催する活動を支援。 ■ 障害のある方の社会参加、地域との交流、外出意欲を促すため、障害のある方自身による物品販売などの自発的活動を地域住民に報告する活動を支援。 ■ 障害のある方が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方の困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニティ構築や、障害のある方の働く機会を設ける。
その他の形式	<p>※ これまでの地域生活支援事業費等補助金実績報告書をもとにし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成</p>

「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

- 「心のバリアフリー推進事業」とは、障害福祉分野における様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互にコミュニケーションを取り支えあう取組である「心のバリアフリー」を広めるための取組を都道府県が実施する事業

心のバリアフリーを広めるための主な事業内容	
広報活動 ・ メディア展開	<ul style="list-style-type: none">■ 管内の障害のある方を対象としたアンケートを実施し、実際に困ったことや希望する配慮等をまとめた普及啓発用冊子の作成・配布■ 障害の特性や障害のある方との日常での接し方について、新聞広告、TVCM、リーフレット・ハンドブック、ポスターなど多様なメディアを活用した広報展開を実施
-4- イベント開催等	<ul style="list-style-type: none">■ 管内の商業施設で障害の疑似体験や障害のある方が作成した作品を展示するイベントを開催■ 障害のある方と地域住民とともに参加するシンポジウムを開催■ 障害のある方やその家族を講師による講演、パラリンピック出場者のトークイベント、ワークショップ等を実施するフォーラムを開催
	<p>【ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布・普及】</p> <ul style="list-style-type: none">■ ヘルプマーク^(※1)・ヘルプカード^(※2)の作成・配布 <small>※1 ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方・聴覚障害のある方・内臓病の方・妊娠初期の方など、外見からは容易に分からぬ方が多くが、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができます。東京都が作成し普及を図っているマーク</small> <small>※2 ヘルプカード 東京都が作成したヘルプマークがデザインされた緊急連絡先や必要な支援・配慮を記載することのできる携帯用カード</small>■ ヘルプマーク・ヘルプカードに関する普及啓発ポスターやりーフレットを作成し、管内の交通機関等で掲示・配布
各種ツール等の普及啓発	<p>【あいサポート運動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none">■ あいサポート運動^(※3)を実践する地域住民（あいサポート）の養成、あいサポート研修を実施できる地域住民（あいサポートメンジャーや企業等（あいサポート企業・団体）の認定等の取組を実施■ あいサポート運動^(※3)「鳥取県がはじめた、地域住民が多様な障害の理解に努め、障害のある方に温かく接し、障害のある方が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動■ あいサポート運動推進のためのバッジなどの啓発資料の作成・配布

*これまでの「心のバリアフリー」推進事業実施計画書をもとにし、厚生労働省社会・援護局障害・保健福祉部企画課自立支援課室において作成

障害者に関するマークの一例

障害のある人に対応した施設、設備やルールなどの存在を示したり、障害のある人が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるため、障害者に関する様々なマークがあります。これらは国際的に定められたものや、障害者団体等が独自に策定して普及を進めているものもあります。

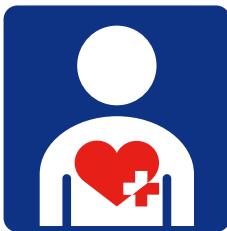
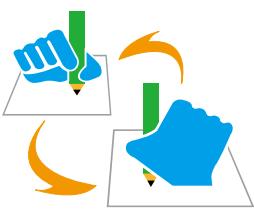
本ページは、各省庁・自治体・団体が作成・所管する障害者に関するマークの一例を紹介するものです。

※各マークは、以下に記載する各省庁・自治体・団体が作成・所管するものであり、お問い合わせ等は各マークの所管先へお願いします（いずれも内閣府が作成・所管するものではありません。）。

(順不同)

名 称	概 要 等	連 絡 先
障害者のための 国際シンボルマーク	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション 協会</p> <p>TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523</p>
盲人のための 国際シンボルマーク	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p> <p>TEL：03-5291-7885</p>
身体障害者標識 (身体障害者マーク)	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>TEL：03-3581-0141(代)</p>
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>TEL：03-3581-0141(代)</p>

名 称	概 要 等	連 絡 先
ほじょ犬マーク 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことと言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237
耳マーク 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができる事を表しています。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からぬいために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）について御協力をお願いします。</p>	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046
ヒアリングループマーク 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。</p>	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046
オストメイト用設備／ オストメイト 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク (JIS Z8210) は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 TEL : 03-3221-6673 FAX : 03-3221-6674

名 称	概 要 等	連 絡 先
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL : 080-4824-9928
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク  (社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク)	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。	岐阜市福祉部 福祉事務所障がい福祉課 TEL : 058-214-2138 FAX : 058-265-7613
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくとも援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆづる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当 TEL : 03-5320-4147
手話マーク 	耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL : 03-3268-8847 FAX : 03-3267-3445
筆談マーク 	耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL : 03-3268-8847 FAX : 03-3267-3445

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要

目的（1条）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、「情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念（3条）

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり
り旨どすべき事項

- ① 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ② 日常生活・社会生活を営むことができる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようとする
- ③ 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようとする
- ④ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

関係者の責務・連携協力・意見の尊重（4条～8条）

- 国・地方公共団体の責務等（4条）
 - ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- 事業者の責務（5条）
 - 国民の責務（6条）
 - 国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（7条）
 - 障害者等の意見の尊重（8条）

基本的施策（11条～16条）

(1) 障害者による情報取得等に資する機器等（11条）

- ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ② 利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援
- ③ 関係者による「協議の場」の設置など

(2) 防災・防犯及び緊急の通報（12条）

- ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進など

(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（13条）

- ① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ② 事業者の取組への支援など

(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報（14条）

- 国・地方公共団体について
- ① 相談対応に当たつての配慮
 - ② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

(5) 国民の関心・理解の増進（15条）

- 機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実など

(6) 調査研究の推進等（16条）

- 障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

○障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（9条）

○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（10条）

※施行期日：令和4年5月25日

意、思疎通支援事業の実施体制整備状況(令和3年度)

- 令和3年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で93.2%(1,623/1,741)
- 都道府県ごとの状況については以下のとおり

手話通訳者 派遣事業	要約筆記者 派遣事業	手話通訳者設置事 業(遠隔手話通訳 サービスを除く)		手話通訳者設置事 業(遠隔手話通訳 サービスのみ)		点訳による 支援事業		代筆による 支援事業		音声訳による 支援事業		盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業		失語症患者向け 通訳・介助員 派遣事業		意思疎通(全体)		
		実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	
北海道	156	87.2%	58	32.4%	24	13.4%	29	16.2%	10	5.6%	8	4.5%	10	5.6%	6	3.4%	4	2.2%
青森県	35	87.5%	31	77.5%	11	27.5%	4	10.0%	3	7.5%	4	10.0%	4	10.0%	1	2.5%	1	2.5%
岩手県	32	97.0%	29	87.9%	8	24.2%	4	12.1%	1	3.0%	2	6.1%	1	3.0%	1	3.0%	1	3.0%
宮城県	34	97.1%	30	85.7%	11	31.4%	8	22.9%	4	11.4%	4	11.4%	4	11.4%	3	8.6%	2	5.7%
秋田県	23	92.0%	20	80.0%	6	24.0%	2	8.0%	1	4.0%	1	4.0%	2	8.0%	1	4.0%	0	0.0%
山形県	30	85.7%	22	62.9%	9	25.7%	4	11.4%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島県	49	83.1%	35	59.3%	16	27.1%	17	28.8%	9	15.3%	6	10.2%	6	10.2%	7	11.9%	4	6.8%
茨城県	44	100.0%	43	97.7%	7	15.9%	2	4.5%	1	2.3%	2	4.5%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%
栃木県	25	100.0%	23	92.0%	5	20.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬県	33	94.3%	31	88.6%	19	54.3%	5	14.3%	3	8.6%	1	2.9%	2	5.7%	2	5.7%	1	2.9%
埼玉県	62	98.4%	61	96.8%	23	36.5%	11	17.5%	6	9.5%	5	7.9%	7	11.1%	5	7.9%	2	3.2%
千葉県	53	98.1%	52	96.3%	25	46.3%	13	24.1%	2	3.7%	3	5.6%	2	3.7%	2	3.7%	3	5.6%
東京都	53	85.5%	51	82.3%	41	66.1%	18	29.0%	1	1.6%	6	9.7%	7	11.3%	3	4.8%	3	4.8%
神奈川県	32	97.0%	30	90.9%	22	66.7%	3	9.1%	2	6.1%	2	6.1%	3	9.1%	0	0.0%	1	3.0%
新潟県	27	90.0%	23	76.7%	8	26.7%	5	16.7%	3	10.0%	2	6.7%	4	13.3%	2	6.7%	1	3.3%
富山県	15	100.0%	14	93.3%	2	13.3%	0	0.0%	2	13.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%	0	0.0%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	13	68.4%	6	31.6%	2	10.5%	3	15.8%	3	15.8%	2	10.5%	2	10.5%
福井県	15	88.2%	15	88.2%	9	52.9%	4	23.5%	7	41.2%	4	23.5%	4	23.5%	6	35.3%	3	17.6%
山梨県	25	92.6%	23	85.2%	8	29.6%	1	3.7%	4	14.8%	0	0.0%	1	3.7%	3	11.1%	0	0.0%
長野県	61	79.2%	53	68.8%	19	24.7%	20	26.0%	13	16.9%	12	15.6%	13	16.9%	15	19.5%	5	6.5%
岐阜県	41	97.6%	34	81.0%	15	35.7%	3	7.1%	5	11.9%	2	4.8%	6	14.3%	2	4.8%	2	4.8%
静岡県	35	100.0%	28	80.0%	19	54.3%	5	14.3%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛知県	54	100.0%	51	94.4%	42	77.8%	9	16.7%	2	3.7%	4	7.4%	3	5.6%	1	1.9%	1	1.9%
三重県	28	96.6%	27	93.1%	12	41.4%	6	20.7%	4	13.8%	2	6.9%	4	13.8%	1	3.4%	2	6.9%
滋賀県	19	100.0%	19	100.0%	14	73.7%	5	26.3%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%	4	21.1%	5	26.3%
京都府	26	100.0%	26	100.0%	20	76.9%	4	15.4%	1	3.8%	1	3.8%	2	7.7%	1	3.8%	0	0.0%
大阪府	43	100.0%	36	83.7%	34	79.1%	11	25.6%	3	7.0%	0	0.0%	1	2.3%	3	7.0%	3	7.0%
兵庫県	41	100.0%	41	100.0%	27	65.9%	22	53.7%	5	12.2%	2	4.9%	2	4.9%	5	12.2%	6	14.6%
奈良県	32	82.1%	22	56.4%	17	43.6%	7	17.9%	1	2.6%	2	5.1%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%
和歌山県	29	96.7%	24	80.0%	10	33.3%	5	16.7%	0	0.0%	3	10.0%	3	10.0%	1	3.3%	0	0.0%
鳥取県	19	100.0%	18	94.7%	17	89.5%	2	10.5%	3	15.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
島根県	14	73.7%	15	78.9%	11	57.9%	6	31.6%	1	5.3%	2	10.5%	1	5.3%	2	10.5%	1	5.3%
岡山県	27	100.0%	26	96.3%	15	55.6%	12	44.4%	2	7.4%	0	0.0%	1	3.7%	4	14.8%	1	3.7%
広島県	22	95.7%	21	91.3%	11	47.8%	4	17.4%	1	4.3%	1	4.3%	1	4.3%	0	0.0%	3	13.0%
山口県	19	100.0%	19	100.0%	7	36.8%	4	21.1%	2	10.5%	1	5.3%	2	10.5%	1	5.3%	0	0.0%
徳島県	24	100.0%	21	87.5%	11	45.8%	4	16.7%	3	12.5%	4	16.7%	2	8.3%	2	8.3%	1	3.7%
香川県	17	100.0%	15	88.2%	7	41.2%	5	29.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	1	5.9%	0	0.0%
愛媛県	20	100.0%	16	80.0%	10	50.0%	5	25.0%	2	10.0%	1	5.0%	2	10.0%	1	5.0%	0	0.0%
高知県	34	100.0%	34	100.0%	2	5.9%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	2	5.9%	1	2.9%
福岡県	59	98.3%	26	43.3%	34	56.7%	18	30.0%	5	8.3%	2	3.3%	3	5.0%	5	8.3%	4	6.7%
佐賀県	20	100.0%	16	80.0%	5	25.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.0%	1	5.0%
長崎県	19	90.5%	16	76.2%	9	42.9%	3	14.3%	4	19.0%	4	19.0%	4	19.0%	2	9.5%	1	4.8%
鹿児島県	32	74.4%	23	53.5%	14	32.6%	8	18.6%	3	7.0%	1	2.3%	3	7.0%	2	4.7%	1	2.3%
沖縄県	28	68.3%	25	61.0%	16	39.0%	8	19.5%	1	2.4%	1	2.4%	3					

**専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況(令和3年度)**

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
北海道	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○
宮城県	○	○	○	○	○
秋田県	○	○	○	○	○
山形県	○	○		○	
福島県	○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○	○
埼玉県	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○
東京都	○	○	○	○	○
神奈川県	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○
福井県	○	○	○	○	○
山梨県	○		○	○	○
長野県	○	○	○	○	○
岐阜県	○		○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○
滋賀県	○	○		○	
京都府	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○
島根県	○	○		○	○
岡山県	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○	○
高知県	○	○		○	
福岡県	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○
長崎県	○	○		○	
熊本県	○	○	○	○	○
大分県	○	○		○	
宮崎県	○	○	○	○	
鹿児島県	○	○	○	○	
沖縄県	○	○	○	○	

**専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況(令和3年度)**

	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
札幌市	○	○	○	○	○	
仙台市	○	○	○	○	○	
さいたま市	○	○	○		○	
千葉市	○	○		○	○	
横浜市	○	○	○	○	○	○
川崎市	○			○		
相模原市	○	○	○	※	○	
新潟市	○	○	○	○	○	
静岡市	○	○	○	※	○	
浜松市	○	○	○	※	○	
名古屋市						
京都市	○	○		○	○	
大阪市	○	○	○	○	○	
堺市	○	○	○		○	
神戸市	○	○	○		○	
岡山市	○	○	○	○	○	○
広島市	○	○	○		○	○
北九州市	○	○		○	○	
福岡市	○	○		○	○	
熊本市	○	○		○	○	
函館市	○	○			○	
旭川市	○	○		○	○	
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市				○		
山形市	○	○	○	○	○	
福島市						
郡山市	○			○		
いわき市	○			○		
水戸市	○	○	○	○	○	○
宇都宮市	○	○	○		○	
前橋市	○	○	○	○	○	
高崎市	○	○	○			
川越市	○	○	○		○	
川口市	○	○	○	○	○	
越谷市	○	○			○	
船橋市	○	○			○	
柏市	○	○		○	○	
八王子市	○	○	○	○	○	
横須賀市	○	○	○	※	○	
富山市						
金沢市	○	○			○	
福井市						
甲府市	○			○	○	
長野市	○	○	○		○	
松本市	○	○	○		○	
岐阜市	○					
豊橋市						
岡崎市	○					
一宮市						
豊田市	○					
大津市					○	
豊中市	○	○	○	○	○	
吹田市	○	○	○		○	
高槻市	○	○	○	○	○	
枚方市	○	○	○		○	
八尾市	○	○	○		○	
寝屋川市						
東大阪市	○	○	○	○	○	
姫路市	○	○	○		○	
尼崎市	○	○	○	○	○	
明石市	○	○	○	○	○	
西宮市	○	○	○	○	○	
奈良市						
和歌山市	○	○		○	○	
鳥取市	○	○	○	○	○	○
松江市	○	○	○		○	
倉敷市	○	○	○	○	○	
吳市	○	○	○	○	○	○
福山市	○	○	○	○	○	○
下関市	○	○	○	○	○	
高松市	○	○	○	○	○	
松山市	○	○	○		○	
高知市	○	○	○		○	
久留米市	○	○			○	
長崎市	○	○			○	
佐世保市	○	○		○	○	
大分市	○	○			○	
宮崎市	○					
鹿児島市	○			○	○	
那覇市	○	○		○	○	
実施率	89.9%	81.4%	65.1%	62.8%	83.7%	13.2%

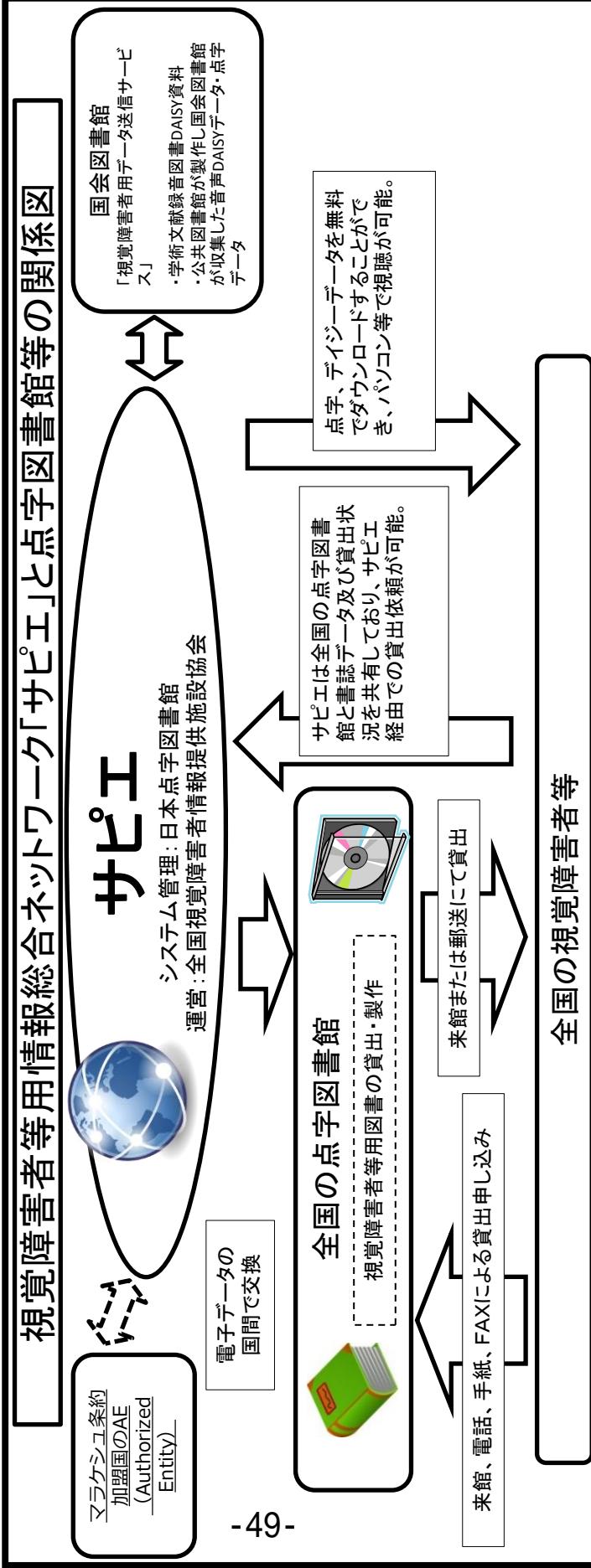
※意思疎通支援事業(市町村事業)で実施

注)「実施体制整備」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した都道府県、指定都市及び中核市をいう。

(資料出所) 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全129の都道府県、指定都市及び中核市からの回答を集計

視覚障害者等用情報総合ネットワーク「サピエ」

- 「サピエ」は、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）に対して点字、デイジーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するITネットワークであり、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
- 国は事業に要する経費の一部を助成している。（令和5年度予算案：1.3億円）



「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場。全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約72万件)として広く活用されている。23万タイトルの点字データを保有し、10万タイトルの音声デイジーデータのダウンロードやストリーミングが可能であり、個人会員はこの点字・データを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能で、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、視覚障害者等の読書の自由が広がっている。

（「サピエ」視覚障害者等用情報総合ネットワークHPから）（一部数値は更新）

地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（徳島県）

事業名：点字図書館と公共図書館等の連携強化（公立図書館等職員研修会の開催）

1. 概要

視覚障がい者等が、身近な地域の図書館を利用するやすい環境づくりを図るため、点字図書館や公立図書館等の連携体制の構築とともに、視覚障がい者等の読書支援に係る研修を実施し、読書バリアフリー推進体制を整備する。

2. 実施内容

図書館職員等を対象とした研修会の開催（視聴覚障がい者支援センターに委託）

○第1回

日時：令和4年11月10日（木） 参加者：16名

講師：国立国会図書館関西館 杉田 正幸氏

内容：【実習】サピエ図書館の具体的利用法

【講演】国立国会図書館の障害者図書館協力サービスについて



○第2回（予定）

日時：令和5年3月2日（木）

講師：愛知教育大学准教授 相羽 大輔氏

内容：「読書サポート入門講座」（ICTを活用した読書サポート）

※視覚障がい当事者、発達障がい支援者からの発表及び意見交換も予定

3. 事業により得られた成果

公立図書館や学校図書館等における障がい者サービスの知識・理解が深まった。また、各図書館における障がい者サービスの取組充実につながった。

地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（徳島県）

事業名：その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組（高等学校での音訳図書製作体験）

1. 概要

音訳ボランティアの高齢化及び新規人材育成が課題となっていることから、高等学校等において製作体験を実施し、次世代の製作人材の育成を図る。また、製作したデイジー図書は県内の公立図書館等で利用に供し、デイジー図書の周知を図る。

2. 実施内容

音訳図書の製作に必要な知識と技術を学び、録音図書の製作を体験する。

- 体験者：高等学校放送部1校4名
- 講師：視聴覚障がい者支援センター職員
- 期間：令和4年12月から令和5年2月（全6回）
- 製作図書：芥川龍之介『蜜柑』（青空文庫）



3. 事業により得られた成果

実際に利用者の方に聴いてもらいたい感想をいただいたり、録音図書1冊を完成させ、達成感を感じたりできることで、音訳ボランティアへの関心を高めることができた。また、高校生等若い世代をはじめ、学校関係者や県民への啓発にもつながった。

地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（徳島県）

事業名：その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組（バリアフリー図書セットの貸出）

1. 概要

公立図書館等貸出用として、点字図書館内に「バリアフリー図書セット」を整備し、広く県民に周知し、体験する機会を設けることにより、視覚障がい者等の読書機会拡充を図る。

2. 実施内容

「バリアフリー図書セット」の整備・貸出
(視聴覚障がい者支援センターに委託)

- 52-
 - セット内容：音声デイジーフォント、マルチメディアデイジーフォント、点字図書等30タイトル程度を5セット整備（デイジーフォント再生機器も一緒に）
 - 貸出対象：公立図書館、学校図書館、特別支援学校等の教育機関
(公立図書館等職員研修などの研修の場へも貸出)

3. 事業により得られた成果

公立図書館に加え、各学校へも周知したところ、小学校4校、中学校1校から貸出の希望があり、発達障がいなど、読書に困難のある児童生徒への支援や、教職員への理解促進につながった。また、「図書館サポーター養成講座」へも貸出を行い、学校図書館を支援する方々へ周知することができた。今後も、リーフレットやポスター、ホームページ等を活用して、貸出先を増やしたい。

地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（高松市）

事業名：その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組（図書館サービスの人材育成）

1. 概要

アクセシブルな書籍等を、利用者に円滑に利用していただきため、司書等を対象とした研修及び養成講座を実施し、資質の向上を図る。

2. 実施内容

香川県視覚障がい者福祉センターが行っている点訳講座を司書6名が受講したほか、新たに音訳の講座も2名が受講した。また、今年度は当図書館主催のボランティア養成講座で、盲導犬ユーチャーの方のお話を伺つたり、簡単な手話を使つた絵本の読み聞かせなどを学んだ。

3. 事業により得られた成果

点訳の講座では、昨年度よりさらに技術の向上をめざし、館内の職員研修で、ファイードバックを行つた。今年度から始めた音訳では、基礎を学んだ。研修後は、コーディネーターとして、職員やボランティアと知識を共有するとともに、サービス内容の周知に努めた。

地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（高松市）

事業名：その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組（視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等）

1. 概要

- ・アクセシブルな書籍等の充実

2. 実施内容

- ・点字図書や録音図書、LLブック、拡大図書などのアクセシブルな書籍等を収集した。
⑤中央図書館と夢みらい図書館に点字絵本やLLブックなどを収集した「りんごの棚」を設置し、さまざまな障がいのある子どもたちが図書館を利用しやすい環境を整備した。
- ・DAISY再生機器等を購入した。
- ・令和4年3月24日から高松市電子図書館事業を開始した。

3. 事業により得られた成果

- 新たに大活字本約170冊、LLブック17冊、点字付き絵本約40冊、布絵本5冊、オーディオブック約20点購入し、資料の充実を図った。
- ・「りんごの棚」は令和4年度は、12月末現在で698冊貸出があった。

地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（高松市）

事業名：その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

1. 概要

国立国会図書館やサピエ図書館のサービスについての周知や盲学校等との連携により、より多くの視覚障がい者が利用できるような環境の整備を進める。

2. 実施内容

- ・国立国会図書館、サピエ図書館を利用するデイジー図書等の閲覧や、ダウンロードによる貸出しサービスを行った。
○5. サピエ図書館などの視覚障がい者のためのサービスについて、病院（眼科）等に周知、利用促進を行った。
- ・令和4年11月3日に開催した子ども読書まつりで、一般の利用者にも、アクセシブルな書籍等の利用方法について周知を図った。
- ・令和4年3月24日に高松市電子図書館サービスの運用を開始し、読書バリアフリー法に準拠した非来館型図書館サービスを提供した。

3. 事業により得られた成果

- ・サピエ図書館に5名の利用登録があった。
- ・サピエ図書館からダウンロードしたデイジー図書の貸し出しを行った。

地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例(鳥取県)

事業名：視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援

1. 令和4年度事業の概要

視覚障がい者等向けに、ICT機器の使用等に関する研修を実施する。
また、発達障がい等の当事者、支援者向けにマルチメディアイディアデイジーリーの使用等に関する研修を実施する。

2. 実施内容

- (社福)鳥取県ライトハウス点字図書館に委託し、研修を実施。
○県内3会場で、公共図書館職員等を対象としたサピエ開運研修、マルチメディアイディアデイジーリー使用研修等を実施。
○県内4会場で、県民向け(小学生等)にプレクストーク、マルチメディアイディアデイジーリー等の体験会を実施。
○県立図書館や発達障がい関係団体と連携し、学習障がい児童にマルチメディアイディアデイジーリー等の利用体験会を実施(県内3団体と計4回実施したほか、個別相談にも対応)。また希望者には再生機器(タブレット)の貸出しを実施 4台貸出中
○その他県内市町村公共図書館全19館、大学附属図書館、教育機関、療育機関等に訪問し、バリアフリー書籍に関する普及啓発を行った。

3. 事業により得られた成果

- 研修に参加した公共図書館からデイジー再生機の貸出申請がある等、バリアフリーエ書籍、支援機器の周知につながった。
○視覚障がい者以外の者との繋がりができ、関係団体とも連携が図れるようになったことで、情報収集の機会も増え、支援の幅も広がった。
○教育機関との連携により、読字困難児のデイジー教科書利用に至った。

地域における読書／バリアフリー体制強化事業の取組事例（鳥取県）

事業名：地域における図書等の点字・音声・テキストデータ化ができる人材養成の強化

1. 令和4年度事業の概要

点訳・音訳ボランティア活動に従事している者を対象に、点訳・音訳技術向上のため、外部から講師を招聘し、スキルアップ講座を開催する。

2. 実施内容

- (社福)鳥取県ライトハウス 点字図書館に委託し、講習会を実施。
- 中国・四国点字図書館 点訳・音訳ボランティア講習会(オンライン)への参加
7月21日開催：66名参加
- 新規ボランティア養成研修の実施(6月7日～12月13日 点訳計20回、音訳計16回)し、点訳5名、音訳7名の参加があつた。
57.
- 音訳スキルアップ講習会を11月10日～12日に開催し、43名の参加があつた。
- 点訳スキルアップ講習会については、年度内実施予定。

3. 事業により得られた成果

- 新規養成者の中に、研修後に新規ボランティアグループを立ち上げられる方がおられるなど、今後、積極的に活動いただけの方の養成ができた。
- 点訳・音訳図書を制作する人材のスキルアップが図られ、後の点訳・音訳図書の制作スピードアップや質の向上が期待できる。

総情活第59号
障企自発0615第1号
令和4年6月15日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管課 御中
中核市

総務省情報流通行政局情報流通振興課
情報活用支援室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

電話リレーサービスに関する周知広報等について

平素より情報通信行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
聴覚や発話に障害のある方が手話通訳オペレータ等を介して電話をかけることにより通話の相手方との意思疎通を可能とする電話リレーサービスの提供に関する法律（令和2年法律第53号）に基づき、令和3年7月1日から公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されています。

電話リレーサービスは、24時間365日のサービス提供や緊急通報への接続、通話の相手方との双方向での発信が可能となるなど、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に大きな意義を有するサービスとなっています。実際のサービスは、総務大臣指定の電話リレーサービス提供機関である一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供しており、令和4年5月末現在までに9,631人の方に利用登録をいただいています。

電話リレーサービスの更なる普及のためには、広く国民に電話リレーサービスの制度が認知されるとともに、聴覚障害者等に電話リレーサービスの存在、登録方法や利用方法等が認知されることが必要です。

電話リレーサービスに関する周知広報等については、これまで発出している通知や事務連絡等においてもお願いしているところですが、電話リレーサービスに対する関係者の認知や理解の更なる向上を図るため、改めて下記について、貴自治体内における周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 電話リレーサービスに対する各市区町村、情報提供施設への周知依頼

電話リレーサービスの利用が社会的に普及し、多くの聴覚障害者等の方にご利用いただくためには、電話リレーサービスの制度、登録方法、利用方法等を認知いただき、その利便性等を理解いただくことが必要です。

このため、本通知について、貴自治体内の聴覚障害者情報提供施設、関係団体、各市区町村（都道府県のみ）等に対して、周知いただくようお願いいたします。

2 電話リレーサービスに関する地域の聴覚障害者等への周知広報

地域の聴覚障害者等に対して、聴覚障害者情報提供施設や関係団体等と連携の上、パンフレットの配布、ホームページでの広報等を通じた、電話リレーサービスの制度等に関する積極的な周知広報のご対応をお願いいたします。

また、電話リレーサービス提供機関においても、全国の聴覚障害者情報提供施設や関係団体等と連携し、各地域において聴覚障害者等を対象とした地域講習会や利用登録会を開催することとしており、貴自治体のホームページ等を通じた開催案内の周知など、地域の聴覚障害者等への周知広報等へのご協力をお願いいたします。

【パンフレット】

https://nftrs.or.jp/wp-content/themes/theme_nftrs/images/pdfs/pamphlet.pdf

上記 URL、QR コードからパンフレットを
ダウンロードいただき、印刷願います。
詳細は下記連絡先までご連絡願います。



3 電話リレーサービスの法人利用登録（聴覚障害等を有する職員による業務における電話リレーサービスの利用）

各自治体に勤務される聴覚障害等を有する職員について、自治体が法人として電話リレーサービスの利用登録を行うことにより、業務上の外部との連絡などの場面で電話リレーサービスの活用が可能となります。具体的な方法については、一般財団法人日本財団電話リレーサービスからのご案内（別紙）を参照ください。

4 電話リレーサービスに関する問合せ対応

各地域の聴覚障害者等から、電話リレーサービスに関する問合せや登録希望等があった場合には、電話リレーサービス提供機関をご紹介いただくなどのご対応をお願いいたします。

【問合せ先】

電話リレーサービス提供機関（一般財団法人 日本財団電話リレーサービス）

電話番号：03-6275-0912

FAX：03-6275-0913

メール：info@nftrs.or.jp

<https://nftrs.or.jp/>

【本件連絡先】

情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室

担当：田中補佐、江藤主査、末吉官、渡邊官

電話：03-5253-5685

メール：telephone-relay@ml.soumu.go.jp

令和4年6月吉日

都道府県知事・市区町村長 各位

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関
一般財団法人 日本財団電話リレーサービス
理事長 大沼 直紀

聴覚障害者等職員向け電話リレーサービス法人利用登録について（ご案内）

電話リレーサービスとは、聴覚障害者や発話困難者（以下、聴覚障害者等）と、聴覚障害者等以外の人（きこえる人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスで、令和3年7月1日より公的インフラとしてサービス開始しました。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）」に基づき、総務大臣より指定を受けて一般財団法人日本財団電話リレーサービスが運用しております。登録できる方は、聴覚・言語機能・音声機能に障害のある方で、音声電話の利用が困難な方となっております。また、電話リレーサービスは、生活場面での電話連絡のほか、業務連絡などの場面でもご活用いただけます。

つきましては、各都道府県・市町村職員で働く聴覚障害者等のある職員が音声電話の代わりに電話リレーサービスを使えるよう、法人としての利用登録の積極的なご検討をお願い致します。また、本サービスの紹介資料を同封致しますので、本書と合わせ、人事課等の契約ご担当者様へも情報共有いただければ幸甚です。

ご不明な点等ございましたら、以下お問い合わせまでご連絡願います。

【登録方法】※郵送に限ります。

<https://nftrs.or.jp/register/>

上記 URL ページ、QR コード内の「郵送での登録」をご参照いただき、必要書類にご記入のうえ、郵送にてお申込み願います。



【お問い合わせ】

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関

一般財団法人日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター

電話 03-6275-0912

※メールでのお問い合わせは、ホームページの「お問い合わせ」フォームよりお願いします。

※手話・文字チャットでの相談窓口もあります（9時30分～17時。年末年始は休み）



電話リレー サービス

聴覚障害等を有する職員の電話リレーサービス登録のお願い

地方公共団体の皆さんにおかれましては、聴覚障害等を有する職員が音声電話の代わりに電話リレーサービスを使えるよう、法人としての利用登録の積極的なご検討をお願い致します。

電話リレーサービスとは



聴覚障害者等とコミュニケーションを取ることにより、電話で即時双方向につなぐサービスです。

電話リレーサービスの特徴

電話をかける・受ける事が可能

パソコンでも利用可能



料金プラン

月額料1番号あたり 178.2 円（税抜 162 円）
固定電話着 5.5 円（税抜 5 円）
携帯電話着 33 円（税抜 30 円）
緊急通報、フリーダイヤル 無料
※通話料はいずれも1分あたり

登録方法

- ①必要書類をHPよりダウンロード
- ②必要書類の準備
- ③当財団まで発送
- ④審査後、ID・パスワードの書類到着
ログインして電話リレーサービス使用可能！

必要書類等、詳細は当財団
ホームページをご覧ください

お問い合わせ

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関
(一財) 日本財団電話リレーサービス
住所：東京都千代田区神田錦町3-11 8階
電話：03-6275-0912 FAX：03-6275-0913
E-mail : info@nftrs.or.jp
URL : <https://nftrs.or.jp/>



障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月公布・施行）概要

法の背景・目的（1条）

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念をふまえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する

基本的施策（9条～19条）

- ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大（9条）
・字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
・施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進など
- ② 文化芸術の創造の機会の拡大（10条）
・社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備など
- ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保（11条）
・公共施設における発表のための催しの開催推進
・芸術上価値が高い作品等の海外発信など
- ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等（12条）
・作品等の希少・専門的な評価を行つ環境の整備
・保存場所の確保など
- ⑤ 権利保護の推進（13条）
・著作権等の制度に関する普及啓発
・著作権保護等に関するガイドラインの公表
・契約締結時の障害者への支援の充実など
- ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援（14条）
・企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備など
- ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進（15条）
・小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
・特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
・国際的な催しへの参加促進など
- ⑧ 相談体制の整備等（16条）
・文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ 人材の育成等（17条）
・①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関する人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進など
- ⑩ 情報の収集等（18条）
・国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力（19条）
※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

国および地方公共団体の責務（4条、5条）

- ※ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行わなければならない
- ・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮
- 63 -
- 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する（4条）
- 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化技術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する（5条）

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置

→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）
地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

(全文3)

第2期「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（案）の概要①

第1はじめに

基本計画の位置付け

- ・**障害者文化芸術推進法** 第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- ※ 第2期基本計画期間：令和5～9年度
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する**施策の総合的かつ計画的な推進を図る**
- ・基本計画の実現に向けた取組は、合理的配慮の提供を義務づける改正障害者差別解消法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法にも適づ

意義と課題

- ・障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築する
- ・文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらす**共生社会の実現に寄与する**

第1期計画期間の取組状況

- ・**東京オリンピック・パラリンピック競技大会**の開催や多様な主体の積極的な参画により各地域において様々な形で広がりを見せ、各分野において障害者の文化芸術活動は着実に進歩
- ・第1期計画期間の後半は、**新型コロナウイルス感染症の大流行**により大きな影響を受け、文化芸術を鑑賞した障害者の割合も減少

第2 基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法に規定する**3つの基本理念**を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常生活の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

- 視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが必要

- 視点3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現
- 地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず誰もがお互いの価値を認め尊重しあう地域共生社会を構築することが必要

第3 第2期の基本計画期間において目指す姿

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを受け継ぎ、**2025年の大阪・関西万博やその後の更なる発展**も見通して取組を推進

- 「第2 基本的な方針」を踏まえ、**合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備**に留意しつつ、活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進める観点から、**第2期の計画期間において念頭に置くべき目標を設定**（進歩指標を把握する指標も設定）

目標1) 障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開

- 障害者による文化芸術活動の裾野を更に広げるとともに、障害者が活動しやすい環境づくりを進めることにより、活動状況の更なる向上を目指す
- ※進歩指標：文化芸術を鑑賞した障害者の割合 等

目標2) 文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実

- 障害者文化芸術推進法等の周知に取り組むとともに、人材確保やノウハウの共有等に課題を抱える文化施設等における、関係団体・機関等との連携による取組を推進
- ※進歩指標：障害者文化芸術推進法・基本計画の認知状況

※進歩指標：文化施設・文化芸術活動を行ふ福祉施設における取組状況 等

目標3) 地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築

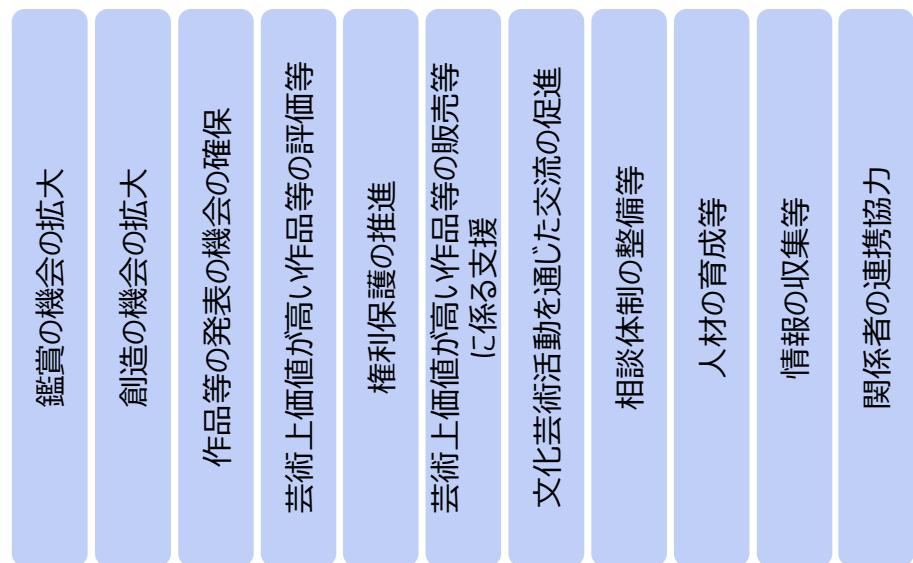
- 地方公共団体における障害者の文化芸術活動の推進に係る計画等の策定や、障害者文化芸術活動支援センターの更なる設置の促進等を図る
- ※進歩指標：地方公共団体における計画等の策定状況 等

第2期「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（案）の概要②

第4 施策の方向性

- 障害者文化芸術推進法に定められた鑑賞・創造・発表等の11の施策について、施策間の連携を取りながら、総合的・複合的に施策を推進

障害者文化芸術推進法に定める11の施策



総合的・複合的な施策の推進

- 障害者による幅広い文化芸術活動の推進
- 文化施設における障害者に配慮した利用しやすい環境整備の推進
- 障害者の文化芸術に対するアksesibilityの向上等
- あらゆる地域で文化芸術活動に触れる機会の創出・確保
- 文化施設・社会教育施設における利用しやすい運営の促進
- 権利保護に関する知識の普及と意識の向上
- 企業等を含むアートの需要の裾野の拡大
- 情報共有・意見交換の促進に向けた広域的・全国的なネットワークづくり
- 文化芸術による子供の育成
- 地域における相談体制の整備
- 文化施設において専門的な対応ができる人材の育成・確保
- 教育機関等との連携
- 学校卒業後における生涯を通じた障害者の学びの支援の推進
- 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施
- 大阪・関西万博における共生社会の実現に向けた取組の発信等
- 障害者の文化芸術活動に関する多様な情報の収集・発信・活用
- 客観的根拠に基づいた政策立案・評価機能の強化等

第5 おわりに

- 第2期の基本計画期間においては、障害者文化芸術活動推進有識者会議の意見を聴きつつ、中長期的に施策の実行及び検証、新たな課題や視点への柔軟な対応に取り組み、社会全体で障害者の文化芸術活動を支える基盤づくりを進めが必要がある
- 障害者による文化芸術活動の推進は未来への投資であり、全ての国民が相互に尊重し合いながら共生する、誰一人孤立させない豊かな社会の実現に資する

令和5年度 障害者の芸術文化活動に関する予算について

1. 障害者芸術文化普及支援事業

令和5年度予算案3.0億円

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援 (都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等)
 - (2) ブロックレベルにおける地域支援 (都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等)
 - (3) 全国レベルにおける支援 (全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)
- 〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 1／2 (2)、(3) 社会福祉法人、NPO法人等 定額 (10／10相当)

2. 障害者芸術・文化祭の開催

(1) 全国障害者芸術・文化祭 (令和5年10月14日～11月26日 石川県で開催予定) 令和5年度予算案0.7億円

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞蹈など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわることなく国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一緒に開催する。

(2) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 令和5年度予算案507億円の内数

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・運動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

- 〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 定額 (10／10相当) (2) 都道府県 (全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く。) 1／2以内

障害者芸術文化活動普及支援事業

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の普及を推進する。

都道府県

プロック

障害者芸術文化活動支援センター

障害者芸術文化活動広域支援センター

連携事務局

実施主体： 都道府県

補助率： 1／2

事業内容：

- ① 都道府県レベルにおける活動支援
ア 都道府県内における相談支援（芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援等）
イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等
ウ 関係者のネットワークづくり

- ② 芸術文化活動に参加する機会の確保
オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）

- ③ 芸術文化活動に参加する機会の確保
カ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

- ④ 支援センターの機能強化（文化施設等に出向いて行う相談やアドバイス、福祉施設と文化施設等が連携する取組への支援）

全国

実施主体： 社会福祉法人、NPO 法人 等

補助率： 定額（10／10 相当）

事業内容：

- ア 広域センター等に対する支援（広域セントラーや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）
イ 全国連絡会議の実施

- ウ 全国の情報収集・発信

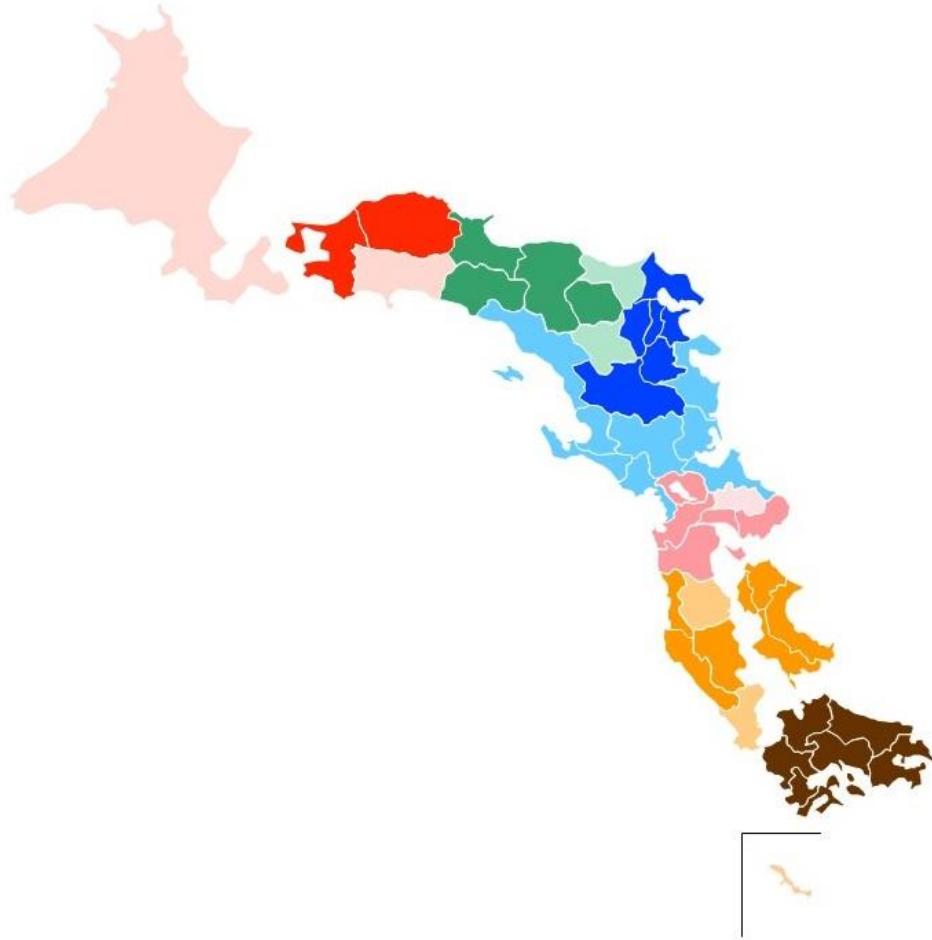
- エ 全国のネットワーク体制の構築、成果のとりまとめ、公表等
オ 障害者団体、芸術団体等との連携

- カ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

障害者芸術文化活動普及支援事業の実施状況（令和4年度）

障害者芸術文化活動支援センター 39都道府県 / 障害者芸術文化活動広域支援センター 7ブロック

障害者芸術文化活動支援センター 7ブロック / 連携事務局 2分野



[1. 北海道・北東北]

青森県、岩手県

[2. 南東北・北関東]

宮城県、山形県、福島県、栃木県

[3. 南関東・甲信]

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
[4. 東海・北陸]

新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
[5. 近畿]

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県
[6. 中国・四国]

鳥取県、島根県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
[7. 九州]

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

[参考資料] 数値で見る「障害者芸術文化活動普及支援事業」の成果 (平成28年度～令和3年度実績)

「障害者芸術文化活動普及支援事業」の成果

		平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	備考
広域センター数	-	3	5	5	5	6	6	
支援センター数	10	20	24	33	35	37		
相談	全体	2,594件	3,644件	3,892件	4,941件	3,175件	4,183件	R1～美術、舞台以外の相談も含む
	うち美術		2,853件	3,495件	4,193件	2,033件	2,414件	
	うち舞台		791件	397件	370件	325件	475件	
研修会	回数	123回	175回	162回	197回	175回(※)	253回(※)	※うち、オンラインR2年度108回 R3年度187回
○○	参加者数	2,356人	3,601人	4,173人	4,501人	10,539人(※)	8,950人(※)	※うち、オンラインR2年度9,315人 R3年度7,888人
展覧会	出展者(★)	1,160人	1,122人	1,621人	2,852人	4,944人(※)	7,176人(※)	※うち、オンラインR2年度448人 R3年度1,782人
	来場者	62,276人	48,604人	108,979人	173,468人	48,464人(※)	116,691人(※)	※うち、オンラインR2年度6,927人 R3年度23,451人
公演	出演者(★)	-	904人	622人	1,218人	1,065人(※)	653人(※)	※うち、オンラインR2年度410人 R3年度398人
	来場者	-	7,472人	5,799人	5,645人	9,257人(※)	13,493人(※)	※うち、オンラインR2年度7,350人 R3年度7,210人
ウェブサイト	記事掲載数	261件	582件	1,560件	2,392件	2,756件	3,535件	
	アクセス件数	131,552件	173,491件	379,073件	948,993件	1,072,695件	1,606,647件	
メディア	掲載数	84件	161件	313件	332件	393件	446件	

- ・ 平成28年度は「障害者芸術活動支援モデル事業」（対象分野：美術のみ）の成果。
- ・ ★出展者と出演者は障害のある人のみ。
- ・ 令和元～3年度は新型コロナウィルス感染症拡大のため、企画の中止やオンライン開催・参加の影響あり。

全国障害者芸術・文化祭の開催

目的

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

主 催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等

開催地等

開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とし、毎年1回、秋季(概ね10月～12月の間)に国民文化祭の開催期間と同じ期間とする

事業の内容

美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。障害の有無にかかわることなく国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、芸術・文化祭は文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

開催状況

第1回(H13)大阪府	第6回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県	第21回(R3)和歌山県
第2回(H14)岐阜県	第7回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県 (※1)	第22回(R4)沖縄県
第3回(H15)東京都	第8回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県	第23回(R5)石川県
第4回(H16)兵庫県	第9回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(R1)新潟県	第24回(R6)岐阜県
第5回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(R3)宮崎県 (※2)	第25回(R7)長崎県

(※1) 第17回大会より、文化庁等の主催する国民文化祭と一緒に開催。

(※2) 第20回大会は、令和2年度に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期。

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

目的

障害者による芸術文化活動の全国における幅広い芸術文化活動を通じた障害者と地域住民との交流機会の拡充を図ることを目的とする。

実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く。）

事業の内容

1. 全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化活動の推進を目的として地域で開催される芸術・文化祭、展示、舞台公演又はフェスティバル等を実施する。
2. 美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。

年度ごとの実施状況

平成30（2018）大分県	令和元（2019）新潟県	令和2（2020）宮崎県 (※)	令和3（2021）和歌山県	令和4（2022）沖縄県
埼玉県、新潟県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、鳥取県、宮崎県 (12)	福島県、埼玉県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、香川県、徳島県、福岡県、大分県 (15)	福島県、埼玉県、新潟県、岐阜県、山梨県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、鳥取県、徳島県、福岡県、大分県 (16)	福島県、埼玉県、新潟県、岐阜県、山梨県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山县 (15)	福島県、埼玉県、新潟県、岐阜県、山梨県、長野県、愛知県、京都府、奈良県、和歌山县 (16)

*本大会は新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度に延期したため、プレ事業との連携

福島県、埼玉県、新潟県、岐阜県、山梨県、長野県、愛知県、京都府、奈良県、和歌山县
(16)

一般向けの普及啓発動画(YouTube)

医療機関向けの普及啓発

リーフレット
(一般向け)

(一般向(才))



ボスター

-73-

三

厚生労働省 / MHLWchannel



※自治体等を通じて配布

身体障害者補助犬

受け入れマニュアル



※日本医師会、日本看護協会、日本感染症学会、補助犬使用者等の協力で作成。各都道府県医師会を通じて周知

発行者における普及啓発



1

<http://www.mhlw.go.jp/english/policy/area-welfare/>



実働頭数、イベントのお知らせ等、最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホームページで情報発信
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001/hoikaken/index.html>

身体障害者補助犬の受け入れ促進

令和元年度～2年度厚生労働科学研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」により、「受け入れガイドブック」(業界別)及び「衛生管理の手引き」を作成、周知。

●補助犬ユーチューバー受け入れガイドブック(計7編)

(例)

医療機関編

ガイドブック

パンフレット(ガイドブック概要)

補助犬使用普及訓練事業者のための
補助犬衛生管理の手引き



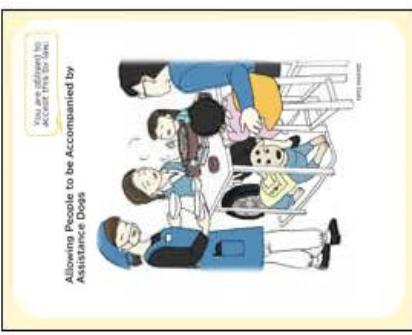
●補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き

厚労省ホームページへの掲載、関係行政機関(国交省、農水省、都道府県等)の協力による各種業界への周知を実施。

※1 受け入れガイドブックは、医療機関編、公共交通機関編、複合商業施設編、飲食店編、宿泊施設編、マンション編、保健所編を作成。多言語パンフレットも作成。(英語 中國語 簡体字、繁体字、韓国語、ベトナム語)

※2 受け入れガイドブックは、医療機関編、公共交通機関編、複合商業施設編、飲食店編、宿泊施設編、マンション編、保健所編を作成。多言語パンフレットも作成。(英語 中國語 簡体字、繁体字、韓国語、ベトナム語)

多言語パンフレット



公共交通機関編

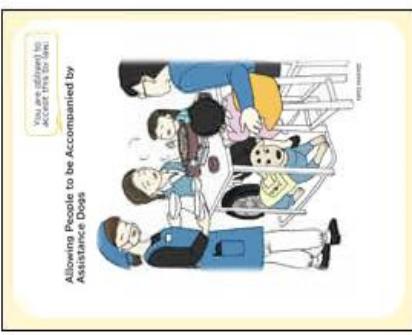
ガイドブック

パンフレット(ガイドブック概要)

公共交通機関編



パンフレット

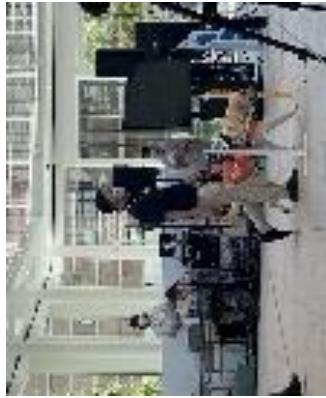


身体障害者補助犬普及啓発イベント(概要)

○目的 一般市民に対し、身体障害者補助犬の周知を図り、理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。

○内容 身体障害者補助犬法、及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。盲導犬、介助犬、聴導犬それぞれのデモンストレーション、補助犬使用者によるトークショー等を実施。

	日時	場所
平成18年度	12月4日	有楽町マリオン11F有楽町朝日スクエア
平成19年度	12月4日	
平成20年度	12月3日	
平成21年度	12月4日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成22年度	12月4日	
平成23年度	12月4日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
平成24年度	12月2日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成25年度	9月29日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
平成26年度	12月7日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成27年度	9月28日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
平成28年度	12月6日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成29年度	10月3日	阪急うめだ本店(大阪市)
平成30年度	10月4日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
令和元年度	12月5日	ららぽーと横浜(横浜市)
令和4年度	10月1日	阪急うめだ本店(大阪市)
	12月3日	ららぽーとEXPOCITY(吹田市)
	3月27日	ららぽーと立川立飛(立川市)
	12月3日	阪急うめだ本店(大阪市)
	12月9日	ららぽーと横浜(横浜市)
	3月3日	ミミフルMASAKI(松山市)
	9月30日	恵比寿ガーデンプレイス(東京都)
	10月14日	力テル27(札幌市)
	12月1日	阪急うめだ本店(大阪市)
	11月4日	東京ソラマチ®1階ソラマチひろば(墨田区)
	11月10日	JR岡山駅エキチカひろば(岡山市)
	12月7日	阪急うめだ本店(大阪市)
	9月4日	横浜市役所アトリウム(横浜市)



身体障害者補助犬育成促進事業

令和4年度予算額1.3億円⇒令和5年度予算額(案)1.6億円
(地域生活支援促進事業 実施主体:都道府県、国庫補助率:1/2)

1 目的

身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成等に要する費用を助成するとともに、
地域における補助犬に対する理解促進を図ることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを
目的とする。

2 事業内容

(1) 補助犬の育成

補助犬を育成するための訓練を実施する。

(対象経費は、身体障害者補助犬法第16条第1項の認定を受けた補助犬の訓練に要した
経費に限る。)

(2) 育成計画の作成

ア 補助犬に関するニーズの把握

各都道府県における補助犬の使用者数及び使用者数の把握。

イ 供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

訓練事業者の育成状況(育成可能な頭数・見込み等)を把握し、アによつて
把握したニーズを踏まえ、計画的な対応を行うための広域的な連携体制
を構築する。

(3) 理解促進、普及・啓発

地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進
や補助犬の普及・啓発を図るために、企業等に対し、業種
毎(公共交通機関、医療機関、飲食店、宿泊施設、複合商業施設、賃貸住宅・
分譲マンション等)の実情に即した研修や広報などをを行う。



海外から来日される 補助犬使用者への対応について



日本では、身体障害者補助犬とは「身体障害者補助犬法」に基づき認定された、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。海外から補助犬を伴って来日される補助犬使用者の皆様は、この法律の対象とはなりませんが、海外の連合会所属の訓練事業者による訓練が行われていて、日本の基準と同等と認められた場合には、日本に滞在する間、できるだけ安心して過ごしていただけるよう、日本における補助犬の認定団体により「期間限定証明書」を発行します。身体障害者の自立と社会参加の観点から、証明書のある使用者については、日本の補助犬同様、施設等への同伴を拒まない等、ご理解とご協力をお願いいたします。

証明書発行の対象となる補助犬



盲導犬 (Guide Dog)

見えない、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。

介助犬 (Mobility Service Dog)

手や足に障害のある人の日常の生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。



聴導犬 (Hearing Dog)

聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、FAX着信音、赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。

- 精神障害、自閉症、情緒障害、てんかん等をサポートする犬は対象となりません。

海外補助犬使用者 期間限定証明書（表示） Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users	
OO犬 OO Dog	
使用者氏名 (Name)	
犬種 (Dog breed)	
輸出国 (Country of export)	
入国／出国予定年月日 (Date of entry and departure)	年 月 日 ~ 年 月 日
発行した指定法人 (Designated Juridical Persons)	(名称 name) (住所 address) (電話 phone No.)
育成した法人の名称 (Name of training organization)	

- 使用者は、発行された証明書及び表示を、来日中、常に携帯しています。
- 必要があれば証明書の提示を求めて、内容の確認をお願いします。

【参考】



"Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Portal Site

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

身体障害者補助犬法概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です（法第1条）。
- 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です（法第2条）。
- 身体障害者補助犬は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません（法第12条）。
- 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません（法第7条、第8条、第9条、第10条）。
- ・国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
- ・飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設

※（ ）内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



補助犬の受け入れについて

- 補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 補助犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- 補助犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- 補助犬を同伴していても、補助犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。補助犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

〔補助犬はきちんとしつけられ、健康です〕

補助犬のユーザーは、責任をもって補助犬の行動を管理し、補助犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

- 補助犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。
- 補助犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
 - ・ レストランなど、飲食店では……食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
 - ・ ホテルや旅館など、宿泊施設では……上がり口や部屋の隅で待機します。
 - ・ 電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では

…シートなどを汚さないように、足もとで待機します。

- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどで補助犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



Notice to Assistance Dog Users from Overseas



In Japan, the term "assistance dogs" refers to "guide dogs," "mobility service dogs," and "hearing dogs" certified in accordance with the "Act on Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities." However, this act does not apply to overseas assistance dogs and their users. In order to ensure that foreign assistance dog users have equal rights as Japanese assistance dog users in Japan, registered assistance dog certifying organizations in Japan will issue the following document: "Application for Temporary Certification of foreign Assistance Dog Users." We ask for your thorough understanding of the Japanese system, as well as for your cooperation in expediting the process.

Accepted Assistance Dogs in Japan



Guide Dogs

The dog must be trained by a member of the International Guide Dog Federation(IGDF).



Mobility Service Dogs

The dog must be trained by an accredited member of Assistance Dogs International(ADI).



Hearing Dogs

The dog must be trained by an accredited member of Assistance Dogs International(ADI).

- "Mobility service dogs" are defined as dogs that support their users' physical disabilities due to motor impairments.
- Service dogs for mental disorders, autism, emotional disorders, epileptic disorders, PTSD, etc. cannot be accepted as assistance dogs in Japan.
- Privately trained service dogs cannot be accepted as assistance dogs in Japan.

Procedure for the Issuance of a Certificate

1. All dogs – including assistance dogs - entering Japan must meet the import requirements of the Rabies Prevention Law. **YOU MUST PREPARE AT LEAST 7 MONTHS IN ADVANCE FOR A TRIP TO JAPAN WITH YOUR DOG.** Refer to : <http://www.maff.go.jp/aqs/english/animal/dog/index.html>
2. You must submit an import notification to the Animal Quarantine Service (AQS) in Japan **AT LEAST 40 DAYS BEFORE YOUR ARRIVAL.**
3. Fill out the application form with your assistance dog's training organization, and submit it to a registered Japanese certifying organization (Form 1).
4. If the certifying organization deems your assistance dog legally acceptable as an assistance dog in Japan, a "Temporary Certificate for foreign Assistance Dog Users" will be sent to you from a Japanese training organization before your departure (Form 2).
5. Upon your arrival in Japan, you must proceed to AQS for an import quarantine inspection of your dog. If your dog meets the requirements, the AQS Officer will sign or stamp a seal on your Certificate.

- We are currently calling for a society-wide cooperation in Japan to accept and treat certified overseas assistance dog users and their assistance dogs in the same way as Japanese assistance dog users and their assistance dogs.
- Make sure to show your Certificate to the AQS Officer at the import quarantine inspection .
- **During your stay in Japan, keep place the tag in place (Form 3) on with your assistance dog at all times and be ready to show your certificate (Form 2) as needed.**
- If you forge any related documents, you will face a potential penalty.

PLEASE READ THIS DOCUMENT THOROUGHLY. THANK YOU.

"Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Website

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

【令和2年1月作成】

補聴器の使用を検討中の皆様、 そして、ご家族等の周囲の皆様へ。



[ポイント① 専門家の意見の事前把握]

★ 補聴器の購入の前に専門医に相談しましょう。

- ★ 補聴器は、「認定補聴器技能者」などの専門知識・技術を持った者に調整(フィッティング)してもらうことが効果的です。
- ★ 専門知識・技術を持った者がいる販売店(認定補聴器専門店など)もあります。

【専門医に相談しない場合のデメリットの例】

- 1) 耳の炎症の治療を優先すべき場合など、購入の必要のない補聴器を購入する可能性があります。
- 2) 不必要に大きな音量の補聴器を使用し、症状が悪化する可能性があります。
- 3) 期待された効果が出ない可能性があります。

【補聴器の購入・利用の一般的なイメージ】

- 1) 医師の診察を受けます。
- 2) 補聴器販売店に相談し、調整を受けて自分の聞こえの状況に合う補聴器を購入します。
- 3) 生活を送る中で、必要に応じ、再度調整を受けます。また、聞こえに変化が生じた場合は、改めて医師の診察を受けます。

[ポイント② 契約を締結する前の心構えなど]

★ 店舗で補聴器を購入した場合や通信販売の場合、どれだけ高額の商品であつたとしても、基本的に「クーリング・オフ」は適用されません。

【クーリング・オフの基礎知識】(ハガキの書き方は裏面を参照。)

- 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入については、法定の申込書面又は契約書面を受け取ってから一定期間内であれば、クーリング・オフができます。
- 通信販売の場合、「返品は受け付けません」、「返品の場合は商品到着の翌日までの連絡厳守」等の特約を広告等に表示していない限りは、いわゆるクーリング・オフではありませんが、購入者が商品を受け取ってから8日以内であれば、売買契約の解除が可能ですが(送料は購入者負担)。

★ 難聴の方は、耳が聞こえにくいことで、契約締結などの際に支障が生じることもあり得ます。周囲の方の支援が重要です。

(周囲の皆様にご理解いただきたい難聴の基礎知識は裏面を参照。)

おかしいと思ったら。
心配なことがある場合は。

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**
(局番なしの3桁番号) 等の関係機関にご相談ください。

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-7557）

コラム：更なる理解のために。

[クーリング・オフを通知するハガキの記載イメージ]

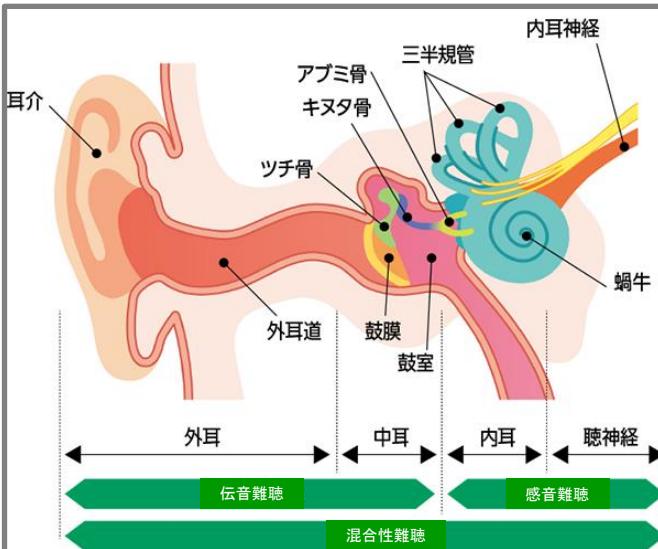
として発送 簡易書留又は
特定記録郵便
ご自身の住所
ご自身の氏名

● ● 株式会社 御中
● ● 市 ● ● 番地

[要注意ポイント]
ハガキを出すときは、両面をコピーし、
簡易書留や特定記録郵便として出した
際の記録は必ず残しておきましょう。

右の契約を解除いたします。
契約年月日 令和●年●月●日
販売会社 ● ● 株式会社
担当者氏名
商品名
契約金額
令和●年●月●日
ご自身の住所
ご自身の氏名
個
円

[難聴の類型と補聴器の効用]



伝音難聴とは。。。

外耳や中耳の損傷や炎症によって起こります。音量を大きくすれば聞き取りやすくなるので、[補聴器の使用が効果的](#)です。

感音難聴とは。。。

内耳・聴神経・脳の中権などの感音系の障害によって起こります。年齢が進むにつれ、または大きな音を聞きすぎたりすると、蝸牛の有毛細胞の数が減少するなどして機能が低下します。小さな音が聞き取りにくい、大きな音が響く・ひずむ、聞こえても言葉の意味が分からぬ、などの症状が現れます。

しかし、[最適な補聴器を選定し、適切に調整\(フィッティング\)](#)をして使用すれば補聴器の効果が期待できます。

混合性難聴とは。。。

伝音難聴・感音難聴の両方の症状が現れます。中耳炎が悪化して内耳が障害を受けた場合を始め、いくつかのケースがあります。感音難聴と同じく[最適な補聴器を選定し、適切に調整\(フィッティング\)](#)をして使用すれば補聴器の効果が期待できます。

補装具訓練等支援事業

[令和5年度予算案 35,100千円]
(令和4年度予算 31,200千円)

- 補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および支給決定に至る。この間の装用訓練に用いる機器（補装具）は、健保険や補装具費とともに対応されても現状がない現状があり、当該機器は病院やリハビリ施設、補装具事業者の持ち出しに依存している現状がある。
- 補装具の装用訓練等を提供できる病院やリハビリ施設が所在する地域にお住まいの障害者・児だけではなく、必要なサービスを提供できる病院やリハビリ施設の拡大に向けた取組を実施する。

事業内容

- 小児筋電義手および重度障害者用意思伝達装置の補装装置の補装具費支給申請に向けた装用訓練やフォローアップを図るために必要な研修等に係る費用について財政支援を実施する。
- 機器の購入（レンタル）や知識・技術を身につけるために必要な研修等に係る費用について財政支援を実施する。
- 補助の上限額：5,000千円

事業の対象範囲

82-

実施機関



利用者



(資料5-2)



障害者自立支援機器等開発促進事業

事業目的

[令和5年度予算案 110,000千円]（令和4年度予算 118,607千円）

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発においては、障害像が個別・特異的で多岐にわたるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが非常に難しい。またマーケットが小さく技術はあるが開発や製品化及び事業化が進まない状況にある。ニーズ比シートのマッチングを促進するために、開発企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行う。さらに、障害者等の多岐にわたりニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえ開発を始める事で支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。

事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的な支援機器の製品化)に対する助成
 - ①テーマ設定型事業、②製品种目特定型事業
 - (2) ニーズ・シートマッチング強化事業
 - (3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業

実施主体

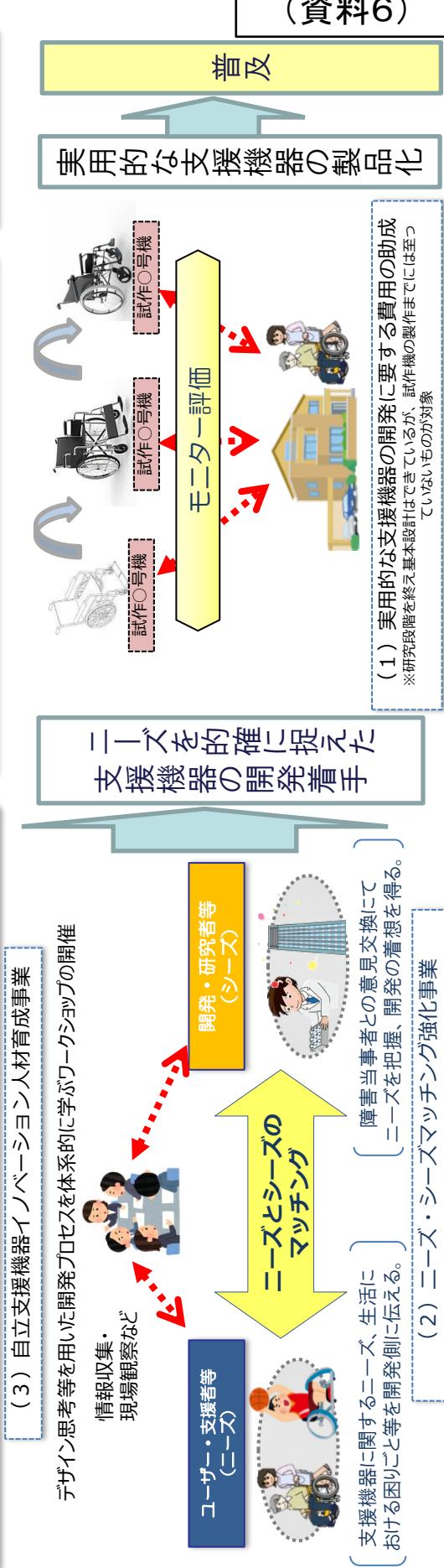
民間団体(公募)

補助率

①(1)は、中小企業2／3(※(1)-②)は初年度のみ10／10)、大企業・公益法人1／2。(2)・(3)は、定額(10／10相当)

ニーズ把握・特定～コンセプト生成

試作機開発～実証実験～製品化



支援機器に関するニーズ、生活中における困りごと等を開發側に伝える。

(2) ニーズ・シートマッチング強化事業

ニーズを的確に捉えた支援機器の開発着手

ニーズとシートのマッチング

(1) 実用的な支援機器の開発にをする費用の助成
※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないもののが対象